ちがさきし
茅ケ崎市
しみんべんりちょう
市民便利帳
（やさしいにほんご）

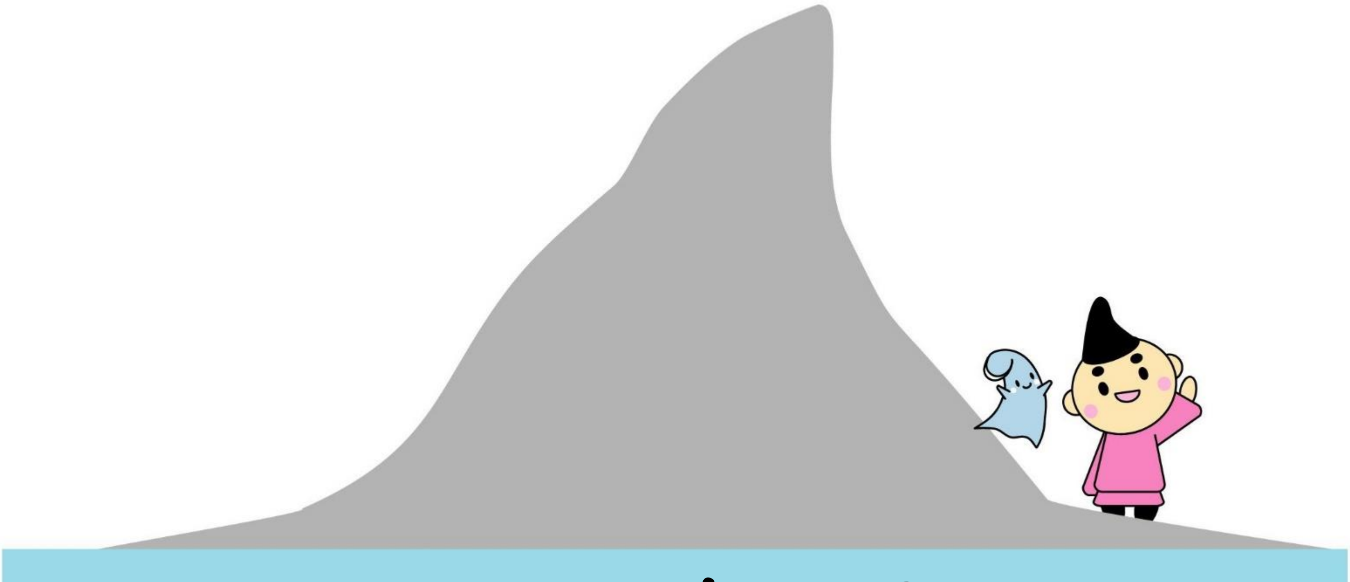

2024年1月

目次

- この本に書いてある情報は、2024年1月1日に書かれたものです。
- 書いてある情報は変わることがあります。

1　茅ヶ崎市のホームページの内容や広報記事を外国語に翻訳します

（1）Foreigners Guide（多言語翻訳）　…………　7
（2）やさしい日本語（ホームページをやさしい日本語表記に変換する機能）　…………　7
（3）カタログポケット（広報紙を外国語で読むことができます）　…………　7

2　緊急（急な病気や事故）

（1）火事・救急　…………　8
　① 「119」について　…………　8
（2）警察　…………　8
　① 「110」について　…………　8

3　災害（台風や地震など）

（1）災害に備えておくこと　…………　9
　① 災害のときに行く所（避難所）について　…………　9
　② 家から避難所まで行くときの安全な道を確認しましょう　…………　9
　③ 持って行く物を準備します　…………　9
　④ 災害の情報を調べる　…………　9
　⑤ 地域の防災訓練に参加します　…………　10
（2）日本でよく起こる災害　…………　10
　① 台風・大雨　…………　10
　② 地震　…………　11
（3）避難所（災害のとき行く所）【地図】　…………　12
（4）広域避難場所（大きな火事が近くで起きたときに行く所）【地図】　…………　14

4　病気や怪我のとき（医療）

（1）お医者さんを探す　…………　16
（2）救急病院　…………　16
（3）夜や休みの日に開いている病院　…………　16
　① 地域医療センター　…………　16
　② 眼科・耳鼻咽喉科救急　…………　17
（4）病院に行くとき　…………　18

(5) 病院などのお金が高いとき(高額医療費制度) ………… 18
(6) おとなの検診 ………… 18

5 ごみ

(1) 茅ヶ崎市のごみ袋 ………… 19
① 指定袋 ………… 19
② 指定袋の種類と金額 ………… 19
(2) 集積場所(家のごみを集める場所) ………… 20
(3) ごみと資源物の収集カレンダー(家のごみを集める日) ………… 20
(4) ごみの出し方を間違えたとき ………… 20
(5) ごみと資源物の分け方・出し方 ………… 21
① 燃やせるごみ ………… 21
② 燃やせないごみ ………… 24
③ プラスチック製容器包装類 ………… 26
④ びん ………… 27
⑤ かん ………… 27
⑥ ペットボトル ………… 28
⑦ 廃食用油(料理などに使った油) ………… 28
⑧ 金属類 ………… 29
⑨ 古紙類 ………… 30
⑩ 衣類・布類 ………… 31
⑪ 使用済小型家電 ………… 31
⑫ 剪定枝 ………… 33
⑬ 大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみ ………… 34
(6) 市が集めないごみ ………… 36
① テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機 ………… 36
② パソコン ………… 36
③ 充電式電池 ………… 37
④ ボタン電池 ………… 37
⑤ その他、市が集めないごみ ………… 37

6 市役所でする大切な手続き

(1) あなたが住んでいることを市役所に登録するための手続き ………… 38
① 住民登録 ………… 38
② 住民票の写し ………… 38
③ マイナンバー制度 ………… 39

（2） 引っ越しの手続き ･････････････････････････････････････ 39

① 他の市・区・町・村から茅ヶ崎市に引っ越した場合（転入） ･････････････････ 39

② 茅ヶ崎市の中で引っ越した場合（転居） ･････････････････････････ 40

③ 茅ヶ崎市から他の市・区・町・に引っ越す場合（転出） ･････････････････ 40

④ 日本の外へ引っ越す場合（日本から出るとき） ････････････････････ 41

（3） あなたの印鑑（はんこ）を市役所に登録するための手続き（印鑑登録）･･････････ 41

① 印鑑登録 ･･･ 41

② 転出すると印鑑登録がなくなります ･･････････････････････････ 42

③ 印鑑登録証明書をもらいます ･････････････････････････････ 42

（4） 戸籍届出（出生・死亡・婚姻・離婚） ･････････････････････････ 42

① 赤ちゃんが生まれたことを知らせる手続き（出生届） ･････････････････ 42

② 死んだことを知らせる手続き（死亡届） ････････････････････････ 43

③ 結婚したことを知らせる手続き（婚姻届）････････････････････････ 43

④ 離婚（別れた）ことを知らせる手続き（離婚届） ････････････････････ 44

（5） パートナーシップ宣誓制度 ･･････････････････････････････ 45

7　医療保険

（1） 医療保険 ･･ 46

（2） 国民健康保険 ･･･ 46

① 国民健康保険に入る（加入） ･････････････････････････････ 46

② 国民健康保険の届出（知らせること） ････････････････････････ 46

③ 国民健康保険のお金をもらいます（保険給付） ････････････････････ 47

④ 国民健康保険のお金を払います（国民健康保険料の納付）････････････････ 48

（3） 仕事をして、もらったお金などを知らせます（所得の申告） ････････････････ 49

（4） 後期高齢者医療制度 ･･････････････････････････････････････ 49

8　年金

（1） 年金 ･･ 51

（2） 国民年金 ･･ 51

① 国民年金に入る（加入） ････････････････････････････････ 51

② 国民年金保険のお金を払う（国民年金保険料の納付） ･････････････････ 51

③ 学生のための特別な制度（学生納付特例制度） ････････････････････ 52

④ 国民年金保険のお金を払うことができないとき（保険料免除・納付猶予） ････････ 52

⑤ 赤ちゃんを生む前と後は、国民年金保険のお金を払わなくてもいいです ････････ 52

⑥ 日本から出るとき（出国するとき） ･････････････････････････ 52

9　国、県、市に払うお金（税金）

（1）　どんな税金がありますか（税金の種類）　……　53

①　仕事をして、もらうお金などから国に払うお金（所得税（国税））　……　53

②　市や県に払うお金（市県民税（地方税））　……　54

③　軽自動車の税金（軽自動車別種別割（地方税））　……　55

④　普通自動車の税金（自動車別種別割（地方税））　……　55

（2）　税金をどうやって払いますか（税金の納付方法）　……　56

（3）　税金を払わないとき、払うのが遅くなったときは、どうなりますか　……　56

（4）　税金の国際的なルール（租税条約）　……　56

10　福祉（介護保険・障がい者・生活に困ったときの相談）

（1）　介護保険　……　57

（2）　障がいがある人のための手帳（障がい者手帳）　……　58

（3）　生活に困ったときの相談（生活困窮者自立支援制度）　……　58

11　赤ちゃんを生んで育てる

（1）　妊娠した（お腹に赤ちゃんがいる）とき　……　59

①　母子健康手帳をもらう　……　59

②　いとしのベビー出産応援金（赤ちゃんを生んだ人や育てる人が市からもらうお金です）　……　60

③　妊産婦健康診査（赤ちゃんがお腹にいる人や赤ちゃんを生んだ人が元気かどうか調べます）　60

④　産後ケア（赤ちゃんを生んだ後の支援）　……　60

⑤　たまごクラス<赤ちゃんがお腹にいる人とその家族が一緒に赤ちゃんを生むこと、育てることについて学んだり、赤ちゃんのお世話を体験したりします。>　……　60

（2）　赤ちゃんが生まれたとき　……　61

①　出生届（赤ちゃんが生まれたことを、市が決めた紙に書いて市役所に知らせます）　……　61

②　国民健康保険に入る手続き（どうやって国民健康保険に入りますか）　……　61

③　国民健康保険出産育児一時金（国民健康保険を使って赤ちゃんを生むと、お金がもらえます）　62

④　産前産後期間の国民健康保険料の軽減（赤ちゃんを生む前と後の国民健康保険のお金を安くします）　……　62

⑤　産前産後期間の国民年金保険料の免除（赤ちゃんを生む前と後の国民年金保険のお金を払わなくてもいいです）　……　62

⑥　小児医療費助成<0歳から中学校を卒業する（15歳になった後、一番初めの3月31日）までの子どもの病院のお金を市が払います>　……　63

⑦　養育医療（小さく生まれた赤ちゃんの病院の入院のお金を市が払います）　……　63

⑧　児童手当<0歳から中学校を卒業する（15歳になった後、一番初めの3月31日）までの子どもを育てている人が市からもらうお金です>　……　64

⑨ 出生連絡票（赤ちゃんが生まれたことを知らせる紙） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
(3) ひとり親家庭（お父さんかお母さんどちらか一人が子どもを育てている家庭）を助けます ・・ 65
① 児童扶養手当（一人で子どもを育てている人が市からもらうお金です） ・・・・・・・・・・ 65
② ひとり親家庭医療費助成 ・・ 65
(4) 障がい児（病気や問題を持っていて普通の生活するのが難しい子ども）を助けます ・・ 66
① 特別児童扶養手当（障がい児を育てている人が市からもらうお金です） ・・・・・・・・・・ 66
② 育成医療給付 ・・・ 66
③ 障がい児（病気や問題を持っていて普通の生活をするのが難しい子ども）の場合 ・・ 66
(5) お母さんと赤ちゃんの健康管理 ・・・ 67
① こんにちは赤ちゃん訪問 ・・ 67
② 乳幼児健康診査（赤ちゃんに問題がないか、元気か診ます） ・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
③ 予防接種（病気にならないように注射をします） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
④ 健康育児相談（子どもについて相談する） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
(6) 子どもを少しの間だけ預かります ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
① ファミリー・サポート・センター ・・・ 71
② 子育て短期支援事業（夜や少し長い時間子どもの世話をします） ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
③ 一時預かり（少しの時間だけ子どもの世話をします） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
(7) 親子でゆっくり過ごせる場所 ・・・ 72
① 子育て支援センター ・・ 72
② 子どもの家 ・・・ 72

12 日本の保育園、幼稚園、小学校・中学校
(1) 幼児教育・保育の無償化＜幼稚園、保育園などの保育料（子どもの世話のためのお金）が0円になります＞ ・・ 73
(2) 保育園 ・・ 73
(3) 幼稚園 ・・ 73
① 茅ヶ崎市内の幼稚園・幼稚園類似施設（幼稚園のような場所）・認定こども園（保育園のように子どもを預かってもらうことのできる幼稚園）の名前・住所・電話番号 ・・・・・・・・ 74
(4) 日本の教育制度（日本の教育） ・・・ 75
(5) 小学校・中学校 ・・・ 75
① 子どもが入学する前に保護者（父、母、子どもの世話をする人）がすること ・・・・・・・・・ 75
② 就学援助制度（小学校・中学校で勉強するために必要なお金の一部を助けます） ・・ 76
③ 学校で日本語の勉強をすることができます ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
④ 児童クラブ（学校が終わった後子どもの世話をする所） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
(6) 学校や勉強のことで相談できる所 ・・ 78

13 住まい
(1) 住まいの相談窓口 …… 79
(2) 市営住宅 …… 79
(3) 水(上下水道) 引っ越したとき・引っ越すとき …… 80
14 外国語で相談できる所
(1) 外国語で相談できる所 …… 81

15 茅ヶ崎市で相談できる所
(1) 茅ヶ崎市で相談できる所 …… 87

16 日本語を勉強できる所
(1) 日本語教室 …… 90
(2) 日本語学習の相談ができる所 …… 91

Ⅰ 茅ヶ崎市のホームページの内容や広報記事を外国語に翻訳します

（1） Foreigners Guide（多言語翻訳） 広報シティプロモーション課

ホームページ上部の Foreigners Guide（多言語翻訳）をクリックすると、ホームページの内容が、英語・中国語・韓国語・フランス語・ドイツ語・イタリア語・スペイン語・ポルトガル語になります。

注意 この多言語翻訳機能は、自動翻訳システムによる機械翻訳のため、正しく翻訳されないことがあります。

>>>Foreigners Guide（多言語翻訳）
https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/about/1010015.html

（2） やさしい日本語（ホームページをやさしい日本語表記に変える機能） 広報シティプロモーション課

ホームページ上部のやさしい日本語をクリックすると、ホームページに書いてある漢字にフリガナが振られ、やさしい日本語表記に変わります。

注意

- この機能は、AI を使っているため、正しく変えられないことがあります。
- 2024年4月から使えるようになります。

（3） カタログポケット（広報紙を外国語で読むことができます） 広報シティプロモーション課

- カタログポケットを使うと、広報紙を外国語（9 の外国語）で読むことができます。9 の外国語：英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・スペイン語・ポルトガル語
- カタログポケットは、広報紙の記事を自動音声で読み上げる機能や拡大表示するポップアップ機能があります。

注意 カタログポケットは、自動翻訳システムによる機械翻訳のため、正しく翻訳されないことがあります。

>>>カタログポケット（**注意** カタログポケットは日本語で書かれていますので、日本語の分かる人と一緒に見るか、Foreigners Guide（多言語翻訳）を使ってください。）
https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/koho/1039309.html

2 緊急（急な病気や事故）

(1) 火事・救急　119番

火事のときは、消防車を呼びましょう。急な病気や怪我のときは、救急車を呼びましょう。番号は「119」です。

① 「119」について

- 火事や急な病気や怪我のときにかける電話番号です。
- 119番に電話をかけて、消防車や救急車を呼んでもお金は掛かりません。
- 日本語で話すことができない人は、外国語（31の外国語）で話してください。あなたの話を電話で通訳します。31の外国語：英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タイ語・ベトナム語・タガログ語・インドネシア語・ネパール語・ドイツ語・フランス語・イタリア語・ロシア語・ミャンマー語・クメール語・モンゴル語・シンハラ語・ヒンディー語・ベンガル語・ペルシャ語・広東語・アラビア語・ウルドゥー語・台湾語・ダリー語・パシュトー語・ラオス語・トルコ語・タミル語・ウクライナ語

>>>救急車の呼び方

訪日外国人のための救急車利用ガイド

https://www.fdma.go.jp/publication/portal/post1.html

(2) 警察　110番

交通事故や犯罪にあったり、見たりしたときは、警察に電話しましょう。番号は「110」です。

① 「110」について

- 事故や事件のときにかける電話番号です。
- 家の電話からでも携帯電話からでもかけることができます。

>>>神奈川県警察から日本にきた外国人への案内（英語・中国語・韓国語）

ようこそ！神奈川県へ～訪日外国人向け ガイドブック～

https://www.police.pref.kanagawa.jp/kurashi/english2/eng_guide.html

3 災害（台風や地震など）

（1） 災害に備えておくこと　　防災対策課（0467-81-7127）

① 災害のときに行く所（避難所）について

- 避難所は、災害が起きそうなとき起きたときに、市が開ける所で、泊まることもできます。
- 避難所は、家で生活できないとき、しばらく生活する所です。
- 避難所では、水や食べ物をもらうことができます。
- 避難所では、災害に必要な情報を知ることができます。
- 茅ケ崎市は、小学校や中学校が避難所になります。避難所が、どこにあるか確認しましょう。

※避難所の地図は 12・13ページにあります。広域避難場所（大きな火事が近くで起きたとき行く所）の地図は 14・15ページにあります。

② 家から避難所まで行くときの安全な道を確認しましょう

どこが危険な場所か、どこに逃げたらいいか「ハザードマップ」で調べます。ハザードマップは、災害が起こる危険のある場所や逃げる場所が書いてある地図です。家から逃げる場所まで行くときの安全な道を、確認しておくことが大切です。

>>>ハザードマップ
ハザードマップポータルサイト
https://disaportal.gsi.go.jp/

（注意 ハザードマップポータルサイトは日本語で書かれていますので、日本語の分かる人と一緒に見てください。）

③ 持って行く物を準備します

避難所には水や食べ物・薬・毛布（ブランケット）などが、ないことがあります。あなたも水・食べ物など生活に必要なものを準備して、いつでも持って行くことができるようにしてください。あなたの家族が何人かを考えて、必要な物を準備しましょう。

④ 災害の情報を調べる

逃げるための情報（避難情報）や、危ないことを知らせる情報（防災気象情報）をもらいます。

>>>地震や大雨などの災害の情報が分かるスマートフォンアプリ

災害時に便利なアプリとWEBサイト

https://www.bousai.go.jp/kokusai/web/index_en.html

>>>大規模災害が発生したときに外国人に必要な情報を多言語で発信します

災害時の多言語支援情報サイト

https://www.kifjp.org/disaster/

>>>災害から身を守るポイント

外国人の方へ 災害から身を守ろう！

https://qrtranslator.com/0000008033/000001

>>>新たな避難情報

避難指示で必ず避難 避難勧告は廃止です

https://qrtranslator.com/0000008033/000002

⑤ 地域の防災訓練に参加します

あなたの家の近くである防災訓練（台風や地震のときにどうするか練習します）や防災教室（台風や地震のときにどうするか勉強します）などに行って、災害のときに困らないように準備することも大切です。

（2） 日本でよく起こる災害　　防災対策課（0467-81-7127）

日本は、台風、地震などの災害がとても多い国です。命を守るために災害を知ることは、とても大切です。危険なときでも、怪我をしたり困ったりしないようにします。

>>>自然災害について

生活・仕事ガイドブック 第10章 ②

https://www.moj.go.jp/isa/content/930004438.pdf

① 台風・大雨

- 台風（とても強い雨と風）がきたら、強い風が吹いて危ないですから、外には出ません。
- 波が高くなったり川の水が増えて危ないですから、海や川の近くに行きません。
- 土や砂が崩れたら危ないですから、山や崖の近くに行きません。
- 洪水（川の水が増えて溢れること）や土砂災害（山や崖の土が崩れること）が起こることがあります。どこが危険か、どこへどうやって逃げたらいいかをハザードマップで調べます。洪水や土砂災害が起こる危険がある場所にいる場合は、安全な場所に逃げます。

② 地震

②-1 地震がくる前

- 部屋にある棚やたんすが倒れないようにして、部屋の中を安全にします。

②-2 地震が起こったとき

- 家や建物の中にいるとき

  - テーブルの下に入ります。上から物が落ちてきたり、棚が倒れたりして危ないです。
  - クッションや本で頭を守ります。
  - 逃げるためにドアを開けましょう。
  - 揺れが止まったら、ガスやストーブの火を消します。
  - 地震でストーブが倒れて部屋の中で火事になったとき、もし自分で火を消すことができたら、消します。
  - 外に逃げる前に、ブレーカーのスイッチを「切（OFF）」にして電気を切ります。地震で電気が止まって、また電気が流れたとき、ストーブなどが自動でついて火事になることがあります。
- 外にいるとき
  - 鞄などを頭の上に乗せて、物が落ちてきたときに怪我をしないようにして、安全な場所に逃げます。ビルの近くは、割れたガラスや壁や看板が落ちてくるかもしれません。ブロック塀や窓、看板の近くに行かないでください。
  - 海で大きな地震があったら、津波がくるかもしれません。海や川から遠くはなれて、高い場所に行きます。下の印があるところに逃げてください（津波一時退避場所）。

- 車を運転しているとき
  - ゆっくり道の左側に車を止めて、エンジンを止めます。
  - ドアに鍵をかけないで、車の鍵を付けたままにして、外に逃げます。
- 逃げるとき
  - 逃げるときは歩きましょう。
  - 安全な場所がわからないときは、日本人に「どこに逃げたらいいですか」と質問します。
  - 崖の近くに行きません。崖が崩れるかもしれません。
  - 津波の危険があるときは、海や川から遠くに離れて高い場所に逃げます。

②-3 地震のあと

- 火は付けません。ガス管が壊れて、部屋の中にガスが漏れているかもしれません。
- 風呂などに水をたくさん入れて貯めます。水道管が壊れて、水が出なくなることがあります。
- 地震が起きると電車やバスが止まります。

（3） 避難所（災害のときに行く所）

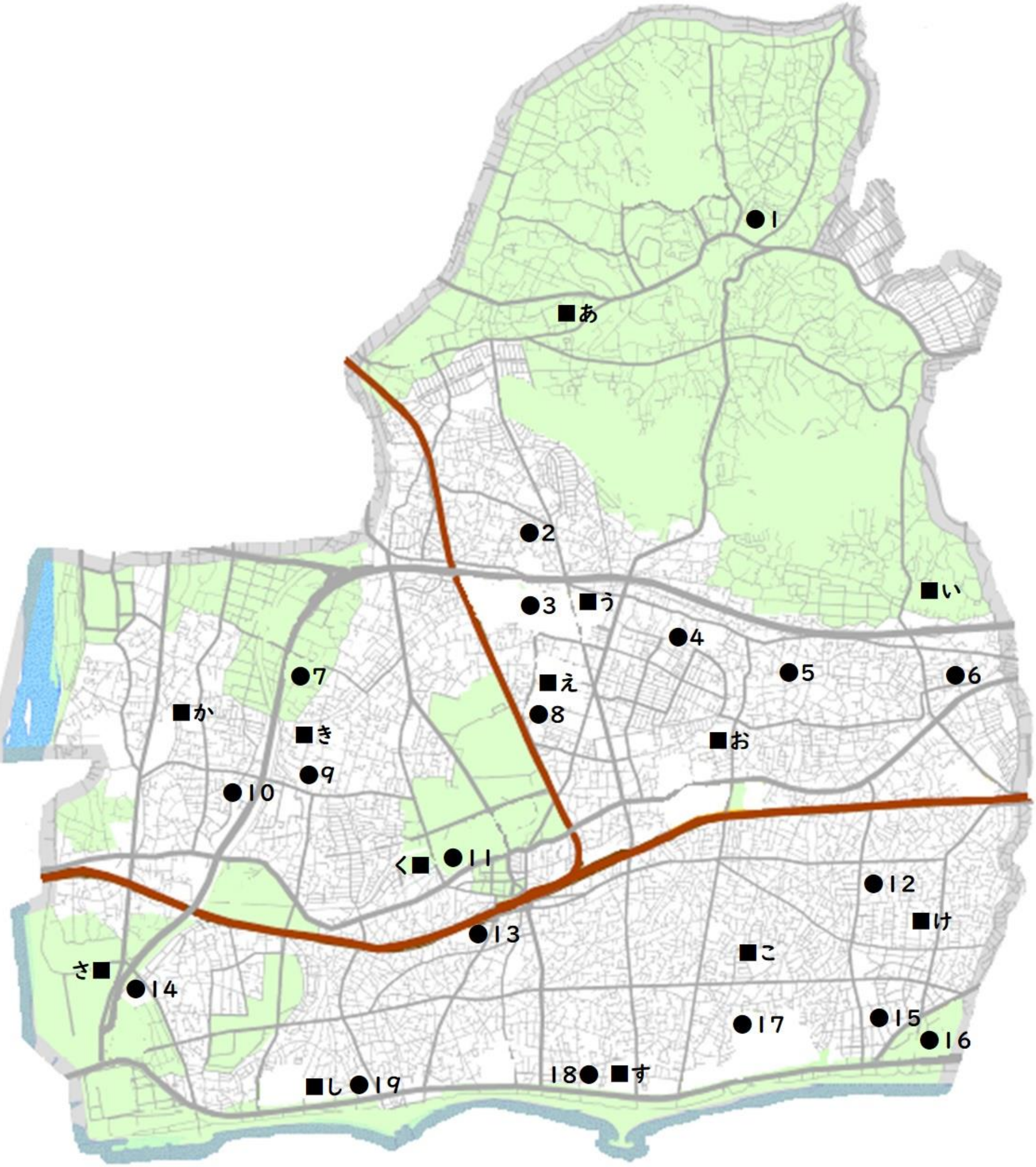

●1 小出小学校 ●2 香川小学校 ●3 鶴が台小学校 ●4 室田小学校 ●5 松林小学校

●6 小和田小学校 ●7 浜之郷小学校 ●8 円蔵小学校 ●9 鶴嶺小学校 ●10 今宿小学校

●11 梅田小学校 ●12 松浪小学校 ●13 茅ヶ崎小学校 ●14 柳島小学校 ●15 緑が浜小学校

●16 汐見台小学校 ●17 浜須賀小学校 ●18 東海岸小学校 ●19 西浜小学校

■あ 北陽中学校 ■い 赤羽根中学校 ■う 鶴が台中学校 ■え 円蔵中学校 ■お 松林中学校

■か 萩園中学校 ■き 鶴嶺中学校 ■く 梅田中学校 ■け 松浪中学校 ■こ 浜須賀中学校

■さ 中島中学校 ■し 西浜中学校 ■す 第一中学校

（4） 広域避難場所（大きな火事が近くで起きたときに行く所）

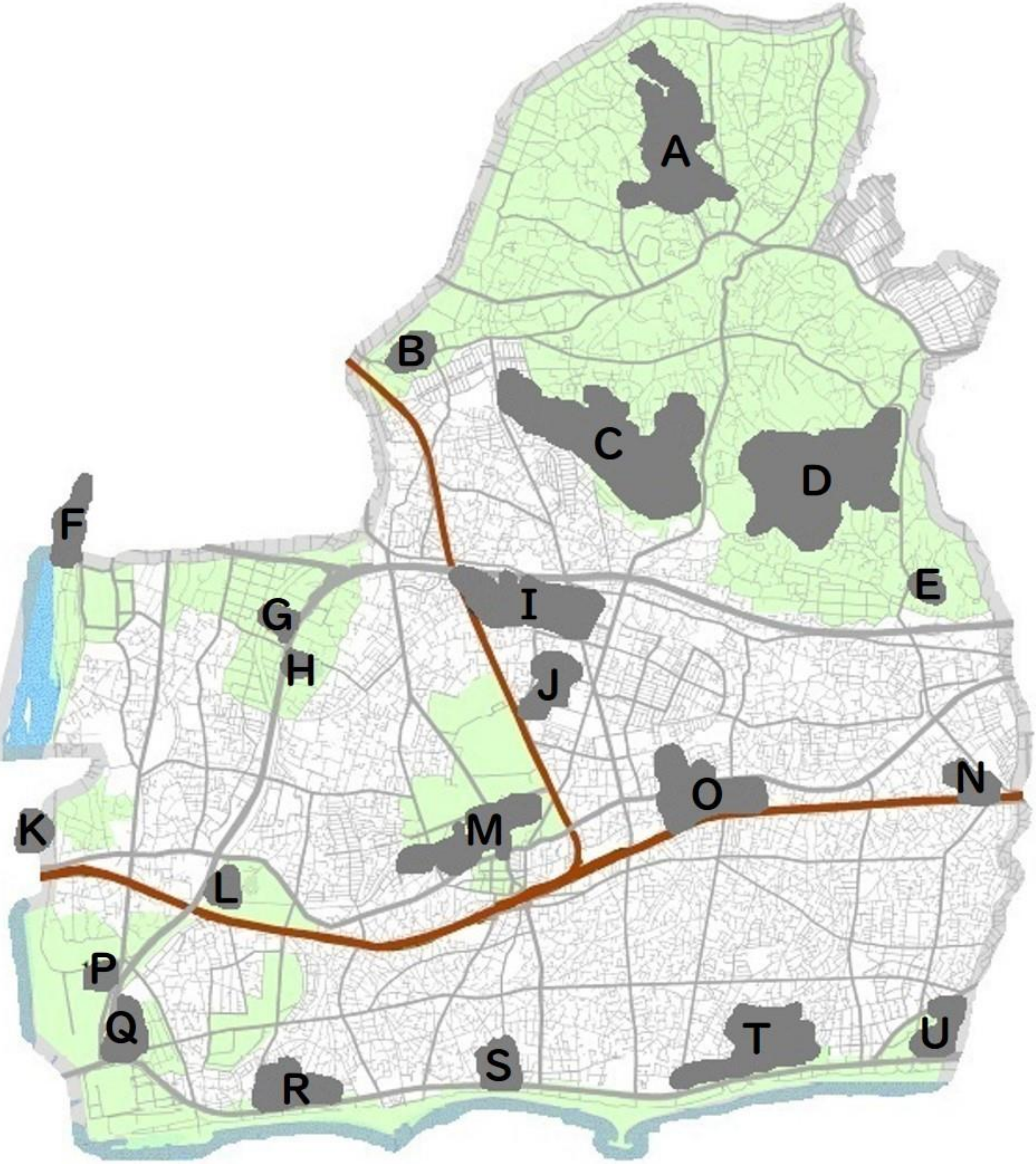

※二重線（＿＿）が引かれている施設は避難所にもなります。

A 茅ケ崎里山公園　B 茅ケ崎北陵高校　C スリーハンドレッドクラブゴルフ場

D 湘南カントリークラブゴルフ場　E 赤羽根中学校　F 田端スポーツ公園　G 茅ケ崎支援学校

H 浜之郷小学校　I 鶴が台小学校、鶴が台中学校、鶴が台保育園、鶴が台団地

J 円蔵小学校、円蔵中学校、円蔵スポーツ広場、鶴嶺高校

K 平塚総合グラウンド、平和学園グラウンド　L 衛生研究所

M 第一カッターきいろ公園、市役所、市民文化会館、総合体育館、電源開発、市体育館、梅田小学校、梅田中学校

N 湘南コランエナジー　O 茅ケ崎高校、京急茅ヶ崎自動車学校、TOTO茅ヶ崎工場、真如苑湘南支部

P 中島中学校　Q 柳島スポーツ公園　R 茅ケ崎西浜高校、太陽の郷、西浜中学校　S 茅ヶ崎公園

T GDO茅ヶ崎ゴルフリンクス、浜須賀小学校　U 汐見台小学校、湘南汐見台公園、松下政経塾

4 病気や怪我のとき（医療）

（1） お医者さんを探す

日本語ではない言葉も分かるお医者さんや薬局を探すことができます。

>>>日本語ではない言葉も分かるお医者さんや薬局を探す
かながわ医療情報検索サービス
（注意 かながわ医療情報検索サービスは日本語で書かれていますので、日本語の分かる人と一緒に見てください。）
http://www.iryo-kensaku.jp/kanagawa/

>>>生活で困ったことがあったら問い合わせてください。生活で必要な情報（医療、保健、福祉、子育てなど）や相談する所を教えます。
多言語支援センターかながわ
https://kifjp.org/kmlc/

（2） 救急病院

急いで手当が必要なときに行く病院です。

病院名	住所	電話番号
茅ヶ崎市立病院	本村5-15-1	0467-52-1111
茅ヶ崎徳洲会病院	幸町14-1	0467-58-1311
湘南東部総合病院	西久保500	0467-83-9111
茅ヶ崎中央病院	茅ヶ崎2-2-3	0467-86-6530

（3） 夜や休みの日に開いている病院

月曜日から土曜日までの夜と休みの日に、急な病気や怪我をしたときに、診てくれるお医者さんです。病院に行く前に、必ず病院に電話をして、行ってもいいか聞いてください。

① 地域医療センター

病院名	住所	電話番号
地域医療センター	茅ヶ崎3-4-23	0467-38-7532（内科・小児科・外科） 0467-38-8667（歯科）

- 病院に行く前に必ず地域医療センターに電話をしてください。

注意 通訳はいません。日本語が分かる人と一緒に電話してください。

- 使っている薬があれば持って行きましょう。薬の袋や箱でもいいです。
- 次の日は、いつも行くお医者さんに行ってください。
- 薬は一日分だけ出ます。
- 12:00PMから1:00PMは、昼休みのため、電話がつながりません。

● 月曜日から土曜日までの夜

どんなとき	診療科目	時間	診療日
お腹が痛いときや風邪のとき	内科	8:00PMから11:00PMまで	月曜日から土曜日
赤ちゃんや子どもが病気のとき	小児科		
お医者さんで薬を出されたとき	薬局		

● 休みの日

どんなとき	診療科目	時間	診療日
お腹が痛いときや風邪のとき	内科	9:00AMから11:00PMまで	日曜日、祝日(国が決めた特別な休みの日)、12月29日から1月3日まで
赤ちゃんや子どもが病気のとき	小児科	9:00AMから5:00PMまで	
怪我のとき	外科	9:00AMから5:00PMまで	
お医者さんで薬を出されたとき	薬局	9:00AMから11:00PMまで	
歯が痛いとき	歯科	9:00AMから5:00PMまで	日曜日、祝日(国が決めた特別な休みの日)、12月29日から1月4日まで

② 眼科・耳鼻咽喉科救急

- 休みの日の朝から夕方まで診てくれる、眼科、耳鼻咽喉科のお医者さんです。
- 診てもらいたいときには、☎0467-85-0119(救急医療情報案内テレフォンガイド)に電話して、必ず「どこで、何時から何時まで診てもらえるか」を確認してください。(注意 通訳はいません。日本語が分かる人と一緒に電話してください。)
- 使っている薬があれば持って行きましょう。薬の袋や箱でもいいです。

● 休みの日

どんなとき	診療科目	どこの病院	診療日
急な目の病気のとき	眼科	茅ヶ崎市、藤沢市、鎌倉市、寒川町にある診療所（クリニック）のうち、一か所で診てくれます。	日曜日、祝日（国が決めた特別な休みの日）、12月29日から1月3日まで
急な耳や鼻や喉の病気のとき	耳鼻咽喉科	藤沢市と平塚市にある急患診療所のうち、どちらか一か所で診てくれます。	

（4） 病院に行くとき

健康保険証（保険のカード）を忘れないで持って行って、病院の受付（病院に入った所にあります。始めにここで話します。）で出してください。

>>>多言語医療問診票

色々な言葉の問診票（病院で、病気や怪我のことなどを始めに書く紙）が、ここにあります。自分の言葉で病気や怪我についてお医者さんに伝えることができます。

多言語医療問診票
https://kifjp.org/medical/

>>>一人で病院に行くのが難しいとき

日本語ではない言葉も分かるお医者さんや医療福祉制度（治療や人々の生活や生計を安定させる制度）の情報を多言語（英語・中国語・韓国語・タイ語・ベトナム語・スペイン語・ポルトガル語・フィリピン語・やさしい日本語）で教えてくれます。

AMDA国際医療情報センター TEL: 03-6233-9266（平日の 10:00AM～4:00PM）
https://www.amdamedicalcenter.com/nihongoactivity

（5） 病院などのお金が高いとき（高額療養費制度）

お金が安くなることがあります（47ページを見てください）。

（6） おとなの検診 健康増進課（0467-38-3331）

がん、肝炎ウイルス、歯の病気にかかっているかどうか診察することができます。市から対象の年齢の人に受診券を送ります。詳しくは、健康増進課に聞いてください。

5 ごみ

（1） 茅ヶ崎市のごみ袋　資源循環課（0467-81-7178）

家の「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」は、指定袋（茅ヶ崎市が決めたごみ袋）に入れて出します。指定袋は、スーパーやコンビニエンスストアなどで買ってください。

① 指定袋

● 家のごみ袋（黄色）

指定袋	パッケージ

② 指定袋の種類と金額

大きさ	1セット（10枚）の金額（お金）
5リットル	100円
10リットル	200円
20リットル	400円
40リットル	800円

● 指定袋の使い方

- ごみを入れて、指定袋の口を結んで出してください。
- 指定袋の口が結べない場合やごみがはみ出している場合は、集めません。
- 長い物や大きい物を出す場合は「燃やせるごみ」のごみを出すときの注意（23ページ）または「燃やせないごみ」のごみを出すときの注意（25ページ）を見てください。

(2) 集積場所(家のごみを集める場所)　環境事業センター(0467-57-0200)

- 集積場所は、ごみを集める日に、ごみを置く場所です。短い時間だけ使います。
- あなたが使える集積場所は決まっています。わからないときは、自治会(近くに住んでいる人たちが作るグループ)長に聞いてください。
- ごみは、集める日の朝に出します。8:30AMまでに出してください。
- ごみを出すときは、静かに置いてください。ごみの音を出さないでください。
- ネットがあるときは、ごみ袋をネットの中に入れてください。
- 集積場所は、他の人も使います。きれいに使いましょう。

(3) ごみと資源物の収集カレンダー(家のごみを集める日)　環境事業センター(0467-57-0200)

あなたの住んでいる場所によって、何曜日にどの種類のごみを集めるか決まっています。あなたが住んでいる場所の「ごみと資源物の収集カレンダー」を見てください。

>>>ごみと資源物の収集カレンダー
(注意 ごみと資源物の収集カレンダーは日本語で書かれていますので、日本語の分かる人と一緒に見てください。)
https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kankyo/gomi/1003229/1003292.html

(4) ごみの出し方を間違えたとき　環境事業センター(0467-57-0200)

- ごみを出す日を間違えたり、指定袋を使わなかったり、ごみの出し方を間違えているごみ・資源物は集めません。
- 不適正排出啓発シールを貼り、集積場所に残します。
- 不適正排出啓発シールが貼られたごみ・資源物は、持ち帰りましょう。ごみの種類を正しく分けて、「ごみと資源物の収集カレンダー」を見て、正しい日と時間にごみを出してください。

不適正排出啓発シール

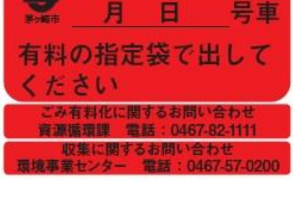

（5） ごみと資源物の分け方・出し方　　環境事業センター（0467-57-0200）

① 燃やせるごみ

● 燃やせるごみの例

生ごみ	ビニール製品	木材（長さは 50センチメートルより短く、太さは 10センチメートルより細い物）
ペットのふん	資源物に出せない衣類・布類（汚れた物や壊れた物）	ライター類
在宅医療廃棄物で感染性の疑いがない物	資源物に出せない紙ごみ（汚れた紙、写真など）	

● ごみを出す所

- 「燃やせるごみ」の集積場所

● ごみの出し方

- 指定袋（茅ヶ崎市が決めたごみ袋）に入れて、袋の口を結んで出してください。
- ごみは、指定袋に入れないと、集めません。
- ごみの日や時間など、出し方が違うと、集めません。
- カラスなどの動物が、ごみをばらばらにすると、とても困ります。正しい日と時間にごみを出してください。

注意

- バッテリーや小型充電式電池（小さい充電できる電池）は、ごみを集めるときや処理のときに発火します。出さないでください。
- モバイルバッテリーを含む小型充電式電池は「市が集めないごみ」（37ページ）を見てください。

● 透明・半透明の袋で出せるごみ

ごみの種類	注意点	イメージ図
紙おむつ・尿とりパット	紙おむつや尿とりパットを透明・半透明の袋に入れる場合は、袋に「おむつ」と書くか、書いた紙を貼ってください。	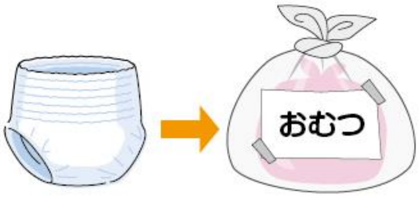
ストーマ袋・腹膜透析パック	ストーマ袋や腹膜透析パックを透明・半透明の袋に入れる場合は、袋に「ストーマ袋」と書くか、書いた紙を貼ってください。	

ごみの種類	注意点	イメージ図
落ち葉・雑草	・ 落ち葉や雑草は、泥を落とし、乾燥させて透明・半透明の袋に入れてください。 ・ 週の後半の収集日に出してください。 ・ 1回に出す量が多いときは、数回に分けてください。 注意 家庭菜園で育てた野菜や草花は出してはいけません。	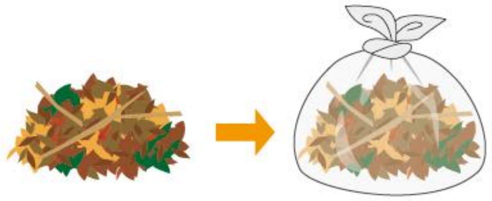
枝・幹	長さは1メートルより短く、太さは1センチメートルより細い枝や幹は出せます。1束（紐などで括ってひとまとめにした物）は35センチメートルより細くしてください。	

● ごみを出すときの注意

ごみの種類	注意点
台所の生ごみ（食べ物のごみ）	よく水を切ってから、指定袋に入れます。
料理の油	布や紙で油を取ります。または、凝固剤（油を固める物）で固めます。
長い物	長い物の外周（円の周りの長さ）に巻ける・結べる大きさの指定袋を使って、長い物の外周に指定袋を巻いて・結んでください。

● 食用油、庭の木の枝は他の出し方もあります

ごみの種類	注意点
食用油（料理などに使った油）	食用油はリサイクルすることができます。「廃食用油」（28ページ）を見てください。
庭の木の枝・幹・切り株	庭の木の枝・幹・切り株はリサイクルすることができます。「剪定枝」（33ページ）を見てください。

② 燃やせないごみ

● 燃やせないごみの例

<table>
<tr><th>プラスチック製品</th><th>陶磁器類
（茶碗・皿・花瓶など）</th><th>金属類（指定8品目以外）</th></tr>
<tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr>
<tr><th colspan="2">刃物・ガラス・電球</th><th>小さな家電
注意 50センチメートルより小さい家電製品</th></tr>
<tr><td colspan="2">
「注意」と貼紙をしてください。</td><td> </td></tr>
</table>

● ごみを出す所

・ 「燃やせないごみ」の集積場所

● ごみの出し方

・ 指定袋（茅ヶ崎市が決めたごみ袋）に入れて、袋の口を結んで出してください。

・ ごみは、指定袋に入れないと、集めません。

・ ごみの日や時間など、出し方が違うと、集めません。

注意

・ バッテリーや小型充電式電池（小さい充電できる電池）は、ごみを集めるときや処理のときに発火します。出さないでください。

・ モバイルバッテリーを含む小型充電式電池は「市が集めないごみ」（37ページ）を見てください。

● 透明・半透明の袋で出せるごみ

ごみの種類	注意点	イメージ図
乾電池	乾電池だけを透明・半透明の袋に入れて出してください。	
蛍光灯	蛍光灯は買ったときに入っていた箱などに入れて出してください。箱がない場合は、蛍光灯だけを透明・半透明の袋に入れて出してください。	
水銀式体温計	水銀式体温計だけを透明・半透明の袋に入れて出してください。	

● ごみを出すときの注意

ごみの種類	注意点
長い物	長い物の外周（円の周りの長さ）に巻ける・結べる大きさの指定袋を使って、長い物の外周に指定袋を巻いて・結んでください。 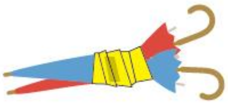
大きい物 （1辺の長さが 50センチメートルより小さい物で、指定袋に入らない物）	大きい物1点40リットルの指定袋相当分（例：40リットルが 1枚、20リットルが 2枚、10リットルが 4枚など、合計が 40 リットルとなる分）の指定袋を「リットル」が書いてあるほうが見えるように貼り付けてください。

● 小さい家電は他の出し方もあります。

ごみの種類	注意点
小さい家電	小さい家電はリサイクルすることができます。「使用済小型家電」（31ページ）を見てください。

③ プラスチック製容器包装類

プラスチック製容器包装類とは、プラスチック製容器包装のマークがあるものです。

プラスチック製容器包装のマーク

- **ごみを出す所**

・「資源物」の集積場所

- **ごみの出し方**

・透明・半透明の袋に入れて、袋の口を結んで出してください。

・ごみの日や時間など、出し方が違うと、集めません。

- **ごみを出すときの注意**

・中を全部出して、スープや油は紙などで拭いてください。または、水で洗ってください。

・金属や紙などは、取ってください。

ごみの種類	注意点
プラスチック製容器包装 の マーク はあるが汚れが落ちない物	汚れが落ちない物は「燃やせるごみ」に出してください。

④ びん

- ごみを出す所
  - 「資源物」の集積場所

- ごみの出し方
  - 蓋・ラベルを外して、中を少し水で洗って、袋に入れないで出してください。
  - びんはコンテナに入れてください。

- ごみを出すときの注意
  - 割れたびんもコンテナに出してください。
  - びんの色が白い物や農薬・危険な薬が入っていたびんは「燃やせないごみ」へ出してください。
  - 金属製の蓋は「燃やせないごみ」へ出してください。
  - プラスチック製の蓋は「プラスチック製容器包装類」へ出してください。

⑤ かん

- ごみを出す所
  - 「資源物」の集積場所

- ごみの出し方
  - 蓋・ラベルを外して、中を少し水で洗って、袋に入れないで出してください。
  - かんは小さくしないで、青色のネットにい入れてください。

- ごみを出すときの注意
  - スプレーかんは、中身を全部使って、穴を開けてください。
  - 飲み物のかんの蓋は「燃やせないごみ」へ出してください。
  - 一斗かん、塗料用かん、油の入っていたかん、テニスボールが入っていたかんは「燃やせないごみ」へ出してください。

⑥ ペットボトル

ペットボトルとは、ペットマークがあるものです。

ペットマーク

- **ごみを出す所**
  - 「資源物」の集積場所

- **ごみの出し方**
  - 蓋・ラベルを外して、中を少し水で洗って、袋に入れないで出してください。
  - ペットボトルは小さくして、黄色のネットに入れてください。

- **ごみを出すときの注意**
  - ペットボトルのキャップやラベルは「プラスチック製容器包装類」へ出してください。

⑦ 廃食用油（料理などに使った油）

- **ごみを出す所**
  - 「資源物」の集積場所

- **ごみの出し方**
  - ペットボトルに入れて蓋をし、袋に入れないで出してください。

- **ごみを出すときの注意**
  - 蓋ができるペットボトル以外の容器に入れて出した場合は、集めません。

⑧ 金属類

● 金属類の例

鍋	やかん	フライパン
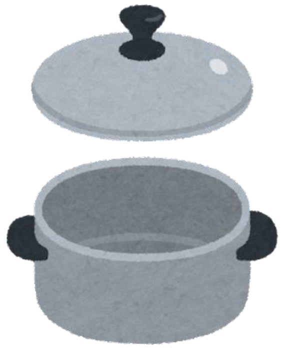		
スプーン	**おろし金**	**焼き網**
		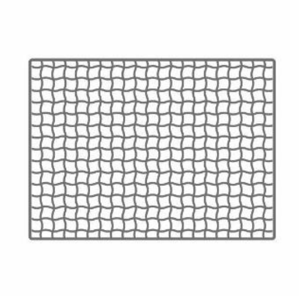
ボウル	**ざる**	
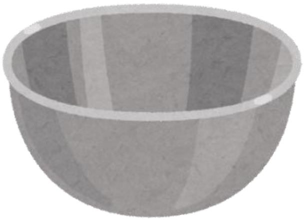		

● ごみを出す所

- 「資源物」の集積場所

● ごみの出し方

- 汚れを取って、袋に入れないで出してください。

⑨ 古紙類

● ごみを出す所

・ 「資源物」の集積場所

● ごみの出し方

ごみの種類	出し方
・ 新聞 ・ 本・雑誌 ・ 雑紙	・ 「新聞」と「本・雑誌・雑紙」は別々に出してください。 ・ 小さい物は透明・半透明の袋に入れて出してください。 ・ 紙の大きさが違うときは、紙袋などに入れてください。絵のように、紐で強く結んでください。
ダンボール	・ テープやカーボン紙は剥がしてください。 ・ 絵のように、紐で強く結んでください。
シュレッダーで裁断した紙	・ 透明・半透明の袋に入れて出してください。 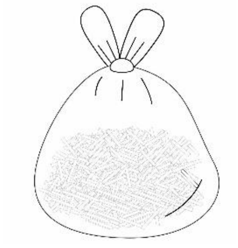
飲料用パック	・ 洗って、開いて、水を取ってください。絵のように、透明・半透明の袋に入れて出してください。中が銀色の物は一緒に出せません。 ・ キャップが付いている場合は、キャップと注ぎ口は切り取って、切り取った物を「燃やせるごみ」へ出してください。 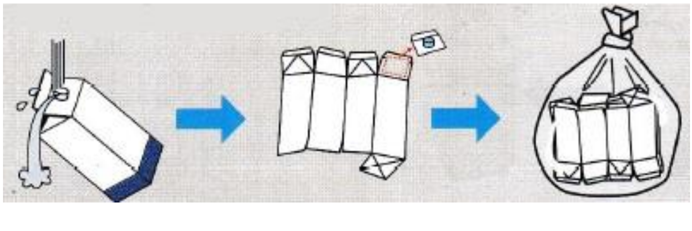

⑩ 衣類・布類

● ごみを出す所

・ 「資源物」の集積場所

● ごみの出し方

・ 汚れている物はきれいにして、透明・半透明の袋に入れて出してください。

● ごみを出すときの注意

・ 雨の日は出さないでください。
・ 長靴は「燃やせるごみ」へ出してください。
・ 布団は「大型ごみ」へ出してください。指定袋に入る場合は、「燃やせるごみ」へ出してください。

⑪ 使用済小型家電

使用済小型家電とは、回収ボックス（縦15センチメートル・横30センチメートル・奥行30センチメートルの投入口）に入る大きさで、電気・電池で動く物です。

● 使用済小型家電の例

携帯電話	スマートフォン	デジタルカメラ
ビデオカメラ	**ノートパソコン**	**電子辞書**
電話機	**ゲーム機**	**テープレコーダー**

● ごみを出す所

・ 回収ボックス

● 回収ボックスが置いてある場所

1. 茅ヶ崎市役所（2階 資源循環課）
2. 小出支所
3. 茅ヶ崎駅前市民窓口センター
4. 香川公民館
5. 萩園市民窓口センター
6. 小和田公民館
7. 鶴嶺公民館
8. 松林公民館
9. 南湖公民館
10. 図書館本館
11. 青少年会館
12. うみかぜテラス（体験学習センター）
13. 環境事業センター
14. 浜須賀会館
15. 海岸地区コミュニティセンター
16. 小和田地区コミュニティセンター
17. 小出地区コミュニティセンター
18. コミュニティセンター湘南
19. 茅ヶ崎地区コミュニティセンター
20. 南湖会館
21. 鶴嶺東コミュニティセンター
22. 鶴嶺西コミュニティセンター
23. 高砂コミュニティセンター
24. 辻堂駅前出張所
25. ハマミーナ出張所
26. 松浪コミュニティセンター
27. 香川駅前出張所
28. イオン茅ヶ崎中央店（3階）
29. イオンスタイル湘南茅ヶ崎（1階）

● ごみを出すときの注意

・ 名前・住所・電話番号などの個人情報は消してください。
・ 電池は取り外してください。
・ 回収ボックスに入らない物は、「燃やせないごみ」へ出してください。

⑫ 剪定枝

剪定枝とは、枝・幹・切り株のことです。

- ごみの出し方

剪定枝予約ダイヤルに電話をして、剪定枝を集めてもらいます。ごみを出す場所は、電話で予約するときに確認します。電話をするときは、日本語が話せる人と一緒に電話してください。

剪定枝予約ダイヤル	0467-57-1166

- ごみを出すときの注意

- 枝・幹・切り株の1本あたりの長さは1メートルより短く、太さは1センチメートルより太く20センチメートルより細くしてください。
- 枝・幹・切り株を紐で束ねた場合は、1束（紐などで括ってひとまとめにした物）の直径は35センチメートルより短くしてください。
- 枝・幹・切り株は、ごみ袋に入れないで出してください。
- 土・石・針金は取ってください。
- 草、落ち葉、つる、木材、木製品は、集めません。
- 繊維質な物（シュロ・ソテツなど）は、集めません。
- 除草剤（雑草を取り除く薬）を使った物を出す場合は、「除草剤使用」と書いた紙を貼って、「燃やせるごみ」へ出してください。

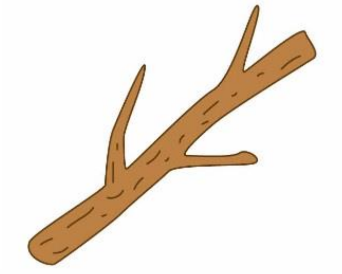

⑬ 大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみ

ごみの種類	内容	費用
大型ごみ	一辺の長さが 50センチメートルより長く 2メートルより短い物 大人が二人で持ち運べる重さの物	茅ヶ崎市収入証紙1枚（700円）
特定大型ごみ	一辺の長さが 1メートルより長く 2メートルより短い下に書いてある物 ソファー、ドレッサー、本棚、食器棚（サイドボード）、ベッド（マットレスはのぞく）、脚付きマットレス、テーブル、タンス、チェスト、机、クローゼット、鏡台、こたつ	茅ヶ崎市収入証紙2枚（1400円）
特定粗大ごみ	集めるとき、運ぶときに危険であり下に書いてある物 ガス調理機器、暖房機器（灯油・ガス使用）、金属製のタイヤチェーン、鉄アレイ	茅ヶ崎市収入証紙1枚（700円）

● ごみの出し方

- 大型ごみ等予約ダイヤルに電話をして、大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみを集めてもらいます。
- 出したいごみの縦・横・高さの長さを測ってから電話をしてください。
- ごみを出す場所は、電話で予約するときに確認します。
- 電話をするときは、日本語が話せる人と一緒に電話してください。

大型ごみ等予約ダイヤル	0467-57-1166

● 予約をするときの注意

- 1回の予約で 5点まで出せます。
- 5点を超える予約は、1回目の予約が終了してから申込みをしてください。

● 茅ヶ崎市収入証紙を買う

茅ヶ崎市収入証紙は、スーパーやコンビニエンスストアなどで買ってください。

>>>販売店一覧

（注意 販売店一覧は日本語で書かれていますので、日本語の分かる人と一緒に見てください。）

https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kankyo/1042977/1045388.html

茅ヶ崎市収入証紙

- **ごみを出すときの注意**

・ 茅ヶ崎市収入証紙に名前を書いてください。
・ 名前を書いた茅ヶ崎市収入証紙をごみの見やすい所に貼ってください。
・ 茅ヶ崎市収入証紙を貼っていないごみは、集めません。
・ 予約したときに申し込んでいないごみは、集めません。

（6） 市が集めないごみ　　環境事業センター（0467-57-0200）

① テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機

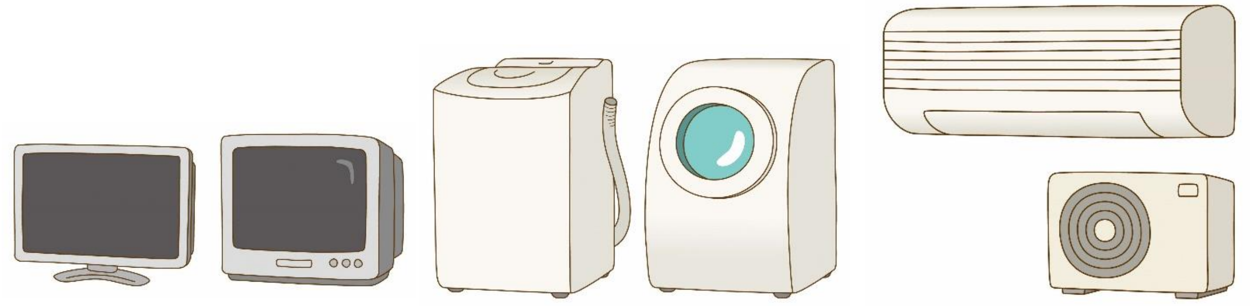

- **注意点**

・メーカーが集めてリサイクルします。

・集め方は家電リサイクル法で決まっています。

・品物を運ぶ料金とリサイクル料金が掛かります。申し込むときは掛かるお金を確認してください。

- **申し込む所（電話をするときは、日本語が話せる人と一緒に電話してください）**

・その品物を買った店か、新しい品物を買う店

・買った店がわからないときは、茅ヶ崎市の許可業者

>>>茅ヶ崎市の許可業者

（注意　茅ヶ崎市の許可業者は日本語で書かれていますので、日本語の分かる人と一緒に見てください。）

https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kankyo/gomi/1041597.html

② パソコン

- **注意点**

・メーカーが集めてリサイクルします。（プリンター、スキャナなどは、「使用済小型家電」または「燃やせないごみ」です。大きさで決まります。市で集めます。）

・集め方は「資源有効利用促進法」で決まっています。

・品物を運ぶ料金とリサイクル料金が掛かります。申し込むときは掛かるお金を確認してください。

● 申し込む所（電話をするときは、日本語が話せる人と一緒に電話してください）

・ メーカーの受付窓口
・ リネットジャパンリサイクル

リネットジャパンリサイクル	0570-085-800

>>>リネットジャパンリサイクル
（注意 リネットジャパンリサイクルは日本語で書かれていますので、日本語の分かる人と一緒に見てください。）
https://www.renet.jp/

● 使用済小型家電回収ボックスに出すこともできます。「使用済小型家電」（31ページ）を見てください。

③ 充電式電池

ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、小型シール、鉛蓄電池、モバイルバッテリーなどは、電器店、スーパーなどの充電式電池リサイクルボックスへ出してください。

④ ボタン電池

アルカリボタン電池、酸化銀電池（ボタン）、空気（亜鉛）電池（ボタン）などは、電器店・時計店・カメラ店などのボタン電池回収缶へ出してください。

注意 リチウムコイン電池（形式記号が BR または CR）は「燃やせないごみ」へ出してください。

⑤ その他、市が集めないごみ

下に書いてある市で集めないごみは、メーカーや買ったお店、売っているお店などに相談してください。

塗料・溶剤、廃油（食用油は除く）、自動車（部品を含む）、オートバイ（部品を含む）、タイヤ、発電機、モーター、農業用機械、芝刈機（エンジン式の物）、バッテリー、ガス容器、消火器（スプレー式消火器は除く）、井戸ポンプ、ソーラーパネル、太陽熱温水器、在宅医療廃棄物で感染症の疑いのある物、薬品（農薬を含む）、電動車いす、電動式ベッド、スプリングマットレス（横幅140センチメートルを超える物）、電気温水器、便器、ピアノ、耐火金庫、畳（マットレスタイプは除く）、瓦、タイル・レンガ、断熱材、石こう製品、石綿、木（長さ 2メートルより大きい物または直径20センチメートルより大きい物）、砂・石・土、コンクリート製ブロックおよび破片など

6 市役所でする大切な手続き

(1) あなたが住んでいることを市役所に登録するための手続き　市民課

住民登録とは、日本の住所や日本で一緒に生活する家族などの情報を、市役所に知らせて、登録する手続きです。これをすると、「住民票の写し」などの証明を始め、国民健康保険・国民年金・児童手当など色々な行政サービス（市役所などが、あなたのためにすること）を受けることができます。

① 住民登録　市民課（0467-81-7133）

3か月より長く日本にいる外国人は、日本で生活するために、始めに市民課や小出支所、出張所（市役所の仕事をする所）で住民登録の手続きをしなければなりません。

- 茅ヶ崎市に住み始めてから14日より早く手続きをしてください。

- 持って行く物
  - □ 在留カード（日本に入ったときに、在留カードをもらっていない人はパスポート）
  - □ 家族の関係が分かる紙

  家族の世帯主（同じ家で生活するグループの代表の人）が日本人ではない場合は、あなたと世帯主との関係が分かる公的な証明書（国などが出した紙）が要ります。それが日本語ではない場合は、それを日本語にした紙（誰が日本語にしたかも書いてください）も要ります。

② 住民票の写し　市民課（0467-81-7132）

住民登録をすると、「住民票の写し」を取ることができます。「住民票の写し」とは、住民登録の内容から作る証明書（あなたの名前、住所などを本当だと証明する紙）のことです。

何が書いてありますか	名前・住所・家族との関係・国・在留資格（ビザ（VISA））、マイナンバー（個人番号）など
誰のことが書いてありますか	茅ヶ崎市に住んでいる（住んでいた）人
誰が取ることができますか	基本的に、「住民票」にある人（本人か、同じ世帯（一緒に住んでいて、生計をともにしている人たちの集まり）の人）です。

- 持って行く物
  - □ 本人確認書類（あなたの名前や住所が書いてある物。例えば、在留カード、マイナンバーカードなど）

- 注意

・ 「住民票の写し」を取るときに、何が要るかは、人によって違います。取る前に聞いておきましょう。
  - □ 誰の情報が要りますか。自分だけ、家族の一部、家族の皆、から1つを選んでください。

□　あなたとの関係、国・在留資格、マイナンバー（個人番号）のうち、何の情報が要りますか。

・　「住民票の写し」は１枚に300円のお金が掛かります。
・　遠くに住んでいて、市役所に来ることができない場合は、手紙でお願いすることもできます。
・　マイナンバーカードで、日本のコンビニエンスストア（セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート）のマルチコピー機から「住民票の写し」を取ることもできます。

③　マイナンバー制度　　市民課（0467-81-7134）

・　マイナンバーとは、日本に住民票がある（住民登録をしている）人がもらう12個の番号（数字）です。日本人でない人も、もらいます。
・　マイナンバーは、税金・福祉・災害対策でよく使います。
・　新しく日本に入った後、住民登録をして約１か月後に、「個人番号通知書（マイナンバーをお知らせする紙）」と、「個人番号カード交付申請書（マイナンバーカードの申込書）」が手紙できます。

● マイナンバーカードを作ると、次のことができます。
　・　コンビニエンスストアなどで「住民票の写し」などの色々な証明書を取ることができます。
　・　マイナンバーカードは、公的な本人確認書類として使えます。
　・　市役所でする手続きをオンラインで申請することができます。
　・　マイナンバーの証明として使うことができます。
　・　健康保険証として使うことができます。

● マイナンバーカードの申し込み方法

手紙できた「個人番号カード交付申請書」を使って、スマートフォンやパソコン、手紙などで申請します。

>>>地方公共団体情報システム機構マイナンバーカード総合サイト
（注意　地方公共団体情報システム機構マイナンバーカード総合サイトは日本語で書かれていますので、日本語の分かる人と一緒に見てください。）
https://www.kojinbango-card.go.jp/

（2）　引っ越しの手続き　　市民課（0467-81-7133）

①　他の市・区・町・村から茅ケ崎市に引っ越した場合（転入）

市民課や小出支所、出張所（市役所の仕事をする所）で転入手続きをしてください。

● 茅ケ崎市に住み始めてから14日より早く手続きをしてください。

- 持って行く物
  - □ 前に住んでいた所でもらった「転出証明書（引っ越したことが書いてある紙）」（マイナンバーカードを使って手続きをした場合は、要りません。）
  - □ 在留カード
  - □ マイナンバーカード（持っている人だけ）

② 茅ヶ崎市の中で引っ越した場合（転居）

市民課や小出支所、出張所（市役所の仕事をする所）で手続きをしてください。

- 新しい住所に住み始めてから14日より早く手続きをしてください。

- 持って行く物
  - □ 在留カード
  - □ マイナンバーカード（持っている人だけ）

③ 茅ヶ崎市から他の市・区・町・村に引っ越す場合（転出）

③-1 市民課や小出支所、出張所（市役所の仕事をする所）で転出手続きをしてください。
転出手続きをした人には、「転出証明書（引っ越したことが書いてある紙）」をあげます。（マイナンバーカードを使って手続きをする場合は、「転出証明書」はあげません。）

- 引っ越しする前か、遅くても引っ越ししてから14日より早く手続きをしてください。

- 持って行く物
  - □ 在留カード
  - □ マイナンバーカード（持っている人だけ）

③-2 新しく引っ越した市・区・町・村の役所などで、転入手続きをしてください。

- 新しい住所に住み始めてから14日より早く手続きをしてください。

- 持って行く物
  - □ 茅ヶ崎市からもらった「転出証明書」（マイナンバーカードを使って手続きをした場合は、要りません。）
  - □ 在留カード
  - □ マイナンバーカード（持っている人だけ）

- 注意

引っ越しをするときは、郵便局に「転居届（新しい住所を知らせる紙）」を出しましょう。「転居届」を出すと、1年間、手紙などを新しい住所（日本の中で引っ越したときだけ）に送ります。これは「私は、○月○日から、この

住所に住んでいます」ということをはっきりと言うものです。近くの郵便局で手続きをする場合は、在留カードが要ります。

>>>日本郵便ウェブサイト（注意 日本郵便ウェブサイトは日本語で書かれていますので、日本語の分かる人と一緒に見てください。）

https://www.post.japanpost.jp/index.html

④ 日本の外へ引っ越す場合（日本から出るとき）

日本から出るときは、再入国許可（また日本に帰ってもいいです）をもらっていても、市民課や小出支所、出張所（市役所の仕事をする所）に引っ越すことを教えなければなりません。

- 注意

短い旅行など、ちょっとだけ日本の外に行って、茅ヶ崎市にまた帰ってくる人（住所を変えない場合）は、手続きをしなくてもいいです。

- 持って行く物
  - □ 在留カード
  - □ マイナンバーカード（持っている人だけ）

（3） あなたの印鑑（はんこ）を市役所に登録するための手続き（印鑑登録）

市民課（0467-81-7132）

日本では、サイン（あなたの名前を書きます）ではなくて、印鑑（はんこ）を使うことがあります。

実印	土地や家、車などを買うときなど、大切な手続きに使う印鑑（はんこ）です。市役所で、印影（印鑑を押したもの）を登録（「印鑑登録」と言います）します。

① 印鑑登録

日本では、土地や家、車などを買うとき、印鑑登録をしたことを証明する紙が要ります。印鑑登録できるのは、茅ヶ崎市に住民登録をしている 15歳かそれより上の人です。登録できる印鑑は一人1個だけです。登録が終わったら印鑑登録証（カード）をもらいます。登録手続きのために、数日掛かる場合があります。

- 持って行く物
  - □ 印鑑（※）
  - □ 本人確認書類（あなたの名前や住所が書いてある物。例えば、在留カード、マイナンバーカードなど）
  - □ （あなたではない人が申請する場合）委任状（手続きを他の人にお願いするときに書く紙）

（※）登録できない印鑑もあります。詳しくは、市民課に聞いてください。

>>>印鑑登録の手続方法について（注意 印鑑登録の手続方法については日本語で書かれていますので、

日本語の分かる人と一緒に見るか、Foreigners Guide（多言語翻訳）を使ってください。）
https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/tetsuduki/inkan/1003199.html

② 転出をすると印鑑登録がなくなります

転出（茅ケ崎市から他の市・区・町・村や、日本の外に引っ越した場合）の手続きをすると、あなたがなにもしなくても、印鑑登録はなくなります。引っ越した所で、印鑑登録をしたい場合は、そこの市役所などでしてください。

③ 印鑑登録証明書

実印（印鑑登録をした印鑑）を使うとき、その実印が本物だと分かる紙が、「印鑑登録証明書」です。「印鑑登録証明書」は、市役所の市民課や小出支所、出張所（市役所の仕事をする所）で印鑑登録証（カード）を見せて、取ることができます。このとき、実印を持って行かなくてもいいです。印鑑登録証（カード）を持っていない場合は、「印鑑登録証明書」を取ることはできません。

● 注意

- 1枚300円かかります。
- マイナンバーカードで、日本のコンビニエンスストア（セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート）の「マルチコピー機」から、「印鑑登録証明書」を取ることもできます。

(4) 戸籍届出（出生・死亡・婚姻・離婚）　市民課（0467-81-7135）

- 日本には戸籍制度があります。戸籍制度とは、生まれたこと、死んだこと、結婚したことなどを登録し、それを証明する制度（システム）です。
- 日本に住んでいる日本人でない人も、生まれたり、死んだりしたときは、市役所への届出（知らせること）が要ります。
- 日本人でない人と日本人が結婚・離婚するときも、市役所への届出が要ります。そして、あなたの国・地域の役所にも届出をしてください。

① 赤ちゃんが生まれたことを知らせる手続き（出生届）

- 日本で赤ちゃんが生まれたときは、市民課や小出支所、出張所（市役所の仕事をする所）に、「出生届」を出さなければなりません。
- 赤ちゃんのお父さん・お母さんの両方ともが日本人でない場合は、赤ちゃんが日本で生まれても、日本の国籍を取る（日本人になる）ことはできません。お父さん・お母さんの国・地域の法律（ルール）で国籍を取ってください。

＜手続きの流れ＞

①-1 市民課や小出支所、出張所（市役所の仕事をする所）に、「出生届」を出します。

- どこに出しますか・・・住所がある所や生まれた所の役所

- 誰が出しますか・・・赤ちゃんのお父さん・お母さん

- 持って行く物
  - □ 出生届（出生証明書（赤ちゃんが生まれたことを証明する紙）は病院からもらいます。）
  - □ 母子健康手帳（お母さんと赤ちゃんのノート）
  - □ 国民健康保険証（入っている人だけ）

- 生まれた日を１日と数えて、14日より早く手続きをしてください。

①-2 横浜出入国管理局に、赤ちゃんが日本に住むための「在留資格取得許可申請」をします。詳しいことは、そこに聞いてください。

①-3 赤ちゃんの国・地域の在日大使館や領事館（日本にある、赤ちゃん・子どもの国のことをする場所）に、パスポートを作るための申請をします。詳しいことは、そこに聞いてください。

② 死んだことを知らせる手続き（死亡届）

日本で死んだときは、市民課や小出支所、出張所（市役所の仕事をする所）に、「死亡届」を出さなければなりません。

- 死んだことが分かった日を１日と数えて７日より早く手続きをしてください。

- どこに出しますか・・・死んだ所や、出す人が住んでいる所の役所

- 誰が出しますか・・・家族や一緒に住んでいた人

- 持って行く物
  - □ 死亡診断書（病院からもらいます。）

③ 結婚したことを知らせる手続き（婚姻届）

・ 日本人でない二人が、日本で、日本の方法で結婚するときは、市民課や小出支所、出張所（市役所の仕事をする所）に、「婚姻届」を出せる場合があります。

・ 一人が日本人で、日本で、日本の方法で結婚するときは、市民課や出張所（市役所の仕事をする所）・小出支所に、「婚姻届」を出します。

・　手続きをする前に、市民課に聞いてください。

- どこに出しますか・・・日本人と結婚する場合は、日本人の本籍地（戸籍のある所。役所で登録します。）や、住所がある所の役所。

- 誰が出しますか・・・結婚する人

- 持って行く物

③-1 婚姻届

③-2 パスポートなど国籍が分かる物

③-3 出生証明書

③-4 あなたの国・地域の在日大使館・領事館でもらった「婚姻要件具備証明書」（あなたの国・地域の法律によって、結婚してもいいことを証明する紙）

③-5 ③-2、③-3、③-4 を日本語にした紙（日本語にした人の住所、署名（サイン）が要ります。）

③-6 在留カード

注意

・　国によって出ないものもあります。

・　国によって違うので、手続きをする前に、市民課に聞いてください。

・　結婚する人が日本人で、婚姻届を出す役所にその人の本籍がない場合は、「戸籍謄本（日本人の家族の情報が書いてあります。本籍がある所の役所で取ることができます。）」が要ります。

④ 離婚した（別れた）ことを知らせる手続き（離婚届）

日本に住んでいる日本人でない人と、日本人が離婚する場合は、日本の法律（ルール）によって、協議離婚（二人が話をして離婚すること）ができます。日本人でない人たちが離婚する場合は、その人たちの国・地域の法律で協議離婚ができる場合だけ、日本の方法で協議離婚できます。

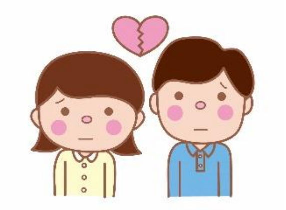

<協議離婚の場合>

- どこに出しますか・・・日本人と離婚する場合は、本籍地（戸籍のある所）や住所がある所の役所。

- 誰が出しますか・・・離婚する人

- 持って行く物
  - □ 離婚届
  - □ パスポート
  - □ 在留カード

□　本人のことが書かれている住民票の写し（茅ヶ崎市ではない所に住んでいる外国人の人は必要です）

注意

- 離婚する人が日本人で、離婚届を出す役所にその人の本籍がない場合は、「戸籍謄本（あなたといつ結婚したかなどの情報が書いてあります）」が要ります。
- 日本人でない二人の場合は、結婚していることが分かる紙が要ります。

（5）パートナーシップ宣誓制度　多様性社会推進課（0467-81-7150）

この制度は、二人がパートナーであることを誓います。性的少数者（ＬＧＢＴＱ（※）など）の人やその他の理由で婚姻届を出せない人のための制度です。パートナーシップ宣誓制度の手続きには、予約が必要です。詳しくは、多様性社会推進課に聞いてください。

>>>茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓制度（注意　茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓制度は日本語で書かれていますので、日本語の分かる人と一緒に見るか、Foreigners Guide（多言語翻訳）を使ってください。）
https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/danjyo/1033449/1041470.html

（※）ＬＧＢＴＱとは、Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、自分で認識している性別が生まれたときの体の性別とは違う人）、Queer や Questioning（クイアやクエスチョニング）の頭文字をとった言葉で、性的少数者を表すまとめた呼び方としても使います。

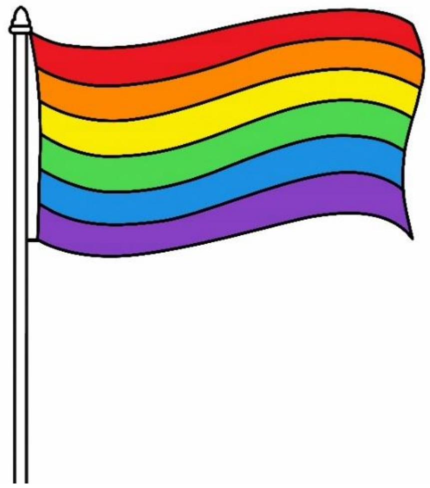

7 医療保険

（1） 医療保険

怪我や病気で病院に行ったときのために、皆でお金を出します。病院に行ったときに自分で払うお金が少なくなります。残りのお金は保険から出ます。医療保険には、3 つの種類があり、どれか 1 つに入ります。

- 会社や事業所などに勤める人が入る「社会保険」
- 会社などの健康保険に入っていない75歳より若い人が入る「国民健康保険」
- 75歳以上の人が入る「後期高齢者医療制度」

>>>医療保険について
生活・仕事ガイドブック第6章 ②
https://www.moj.go.jp/isa/content/930004434.pdf

（2） 国民健康保険　保険年金課（0467-81-7153）

- 国民健康保険は、茅ヶ崎市が管理している健康保険制度です。
- あなたが日本に住民登録した外国人で、勤めている会社の健康保険に入っていないときは、国民健康保険に入らなければなりません。
- 日本に3か月より長く住む外国人は国民健康保険に入ってください。

>>>在留期間が 3 か月を超える方はご注意ください！（神奈川県ホームページ）
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n5p/cnt/f420091/index.html

① 国民健康保険に入る（加入）

国民健康保険に入ると、一人1枚の「国民健康保険証（保険のカード）」をもらいます。「国民健康保険証」は保険に入っていることが分かる大切な物です。病院に行くときは、必ず「国民健康保険証」を持って行きましょう。

注意 会社などの健康保険の手続きのことは、会社の人に聞いてください。

>>>外国人の国民健康保険（[注意 外国人の国民健康保険は日本語で書かれていますので、日本語の分かる人と一緒に見るか、Foreigners Guide（多言語翻訳）を使ってください。）
https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kokuminkenkohoken/1037100.html

② 国民健康保険の届出（知らせること）

次の「手続き一覧」で対象の人は、保険年金課や小出支所、出張所（市役所の仕事をする所）のいずれかの場所で 14日より早く手続きをしてください。手続きには、世帯主（同じ家で生活するグループの代表の人）と

対象者全員のマイナンバー、手続きに行く人の本人確認書類（名前や住所が書いてある物。例えば、在留カード、マイナンバーカードなど）などが必要です。詳しいことは、保険年金課保険料担当に聞いてください。

● 手続き一覧

届出	国民健康保険の手続きが必要なとき
国民健康保険に入る（加入）	茅ヶ崎市に住み始めたとき
	勤めている会社の健康保険をやめたとき
	子どもが生まれたとき
	生活保護を受けることを止めたとき
国民健康保険をやめる（喪失）	茅ヶ崎市ではない場所に引っ越したとき
	勤めている会社の健康保険に入ったとき
	死んだとき
	生活保護を受けることを始めたとき
その他の届出	名前が変わったとき（保険証に書いてある名前が変わったときも含みます）
	世帯主（同じ家で生活するグループの代表の人）が変わったとき
	別の家と世帯を 1 つにしたときや、1 つの世帯をいくつかに分けたとき
	茅ヶ崎市の中で引っ越したとき
	在留資格・在留期間が変わったとき
	保険証をなくし、もう一度保険証を発行してもらうとき
	茅ヶ崎市ではない場所の学校に通い、保険証が必要になるとき

③ 国民健康保険のお金をもらいます（保険給付）　保険年金課（0467-81-7155）

③-1 病院などで自分で払うお金

病気や怪我で病院に行くときに、保険証を出すと、あなたが払うお金は次の割合（％）になります。

- 0歳から 6歳（小学校に入る前まで）：2割（20％）
- 小学生から69歳まで：3割（30％）
- 70歳から74歳まで：2割（20％）（仕事をしている人と同じ位のお金をもらっている人は 3割（30％））

③-2 病院などでお金が高いとき（高額療養費）

- 病院で同じ月に払ったお金が「自己負担限度額（あなたが払わなければならない一番高いお金）」より高くなった場合、申請すると、お金が返ってきます。
- 病院などのお金が高くなることが、払う前にわかっている場合は、保険年金課で「限度額適用認定証（自己負担限度額より多いお金を払わなくても良いことを病院に教える紙）」を申請してください。これを病院に出すと、あなたが病院で払うお金は、「自己負担限度額」より多くなりません。

③-3 赤ちゃんが生まれたらもらうお金（出産育児一時金）

- 国民健康保険に入っている人が赤ちゃんを生んだとき、「出産育児一時金（お金）」をもらいます。
- 生む前に申請が要るかどうかは病院に聞いてください。
- 生む前に申請が要らない場合で、「①赤ちゃんを生むために掛かったお金」が、「②出産育児一時金」より少なかったら、生まれた後に申請すると、その差（②−①=お金）をもらうことができます。
- 日本ではない所で生んだ場合は、生んだ人が日本に帰ってから申請してください。

③-4 葬式のお金（葬祭費）

国民健康保険に入っている人が死んだとき、葬式（死んだ人のための式）をした人が5万円もらうことができます。保険年金課や小出支所、出張所（市役所の仕事をする所）に申請してください。

④ 国民健康保険のお金を払います（国民健康保険料の納付）

保険年金課（0467-81-7154）

- 国民健康保険のお金は、家族皆の分を計算します。
- 国民健康保険のお金は、保険に入っている人が、前の年に日本で仕事をしてもらったお金や、家族の人の数などで決めます。仕事をしてもらったお金や、家族の人が増えれば、保険のお金も増えます。
- 世帯主（同じ家で生活するグループの代表の人）がお金を払わなければならない人です。
- 国民健康保険のお金は、必ず決まった日までに払わなくてはなりません。その日までに払わない場合は、督促状（市役所からの払ってくださいという手紙）・財産調査（あなたが持っているお金や物を調べます）・差し押さえ（市があなたの物をもらいます）などの滞納処分（お金を払わなかった罰・ペナルティ）を受けることがあります。払うことができないときは、必ず保険年金課に相談してください。

<どうやって払いますか>

- 銀行口座から払います（決められた銀行の窓口やスマートフォンで申し込みます）
- 保険年金課が送る納付書（いくら払うか書いてある紙）で払います（決められた銀行・郵便局・コンビニエンスストア）
- 納付書（いくら払うか書いてある紙）で払います（決められた銀行・郵便局・コンビニエンスストア）
- モバイルレジで払います

>>>モバイルレジで払う方法（注意 モバイルレジで払う方法は日本語で書かれていますので、日本語の分かる人と一緒に見るか、Foreigners Guide（多言語翻訳）を使ってください。）
https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/1051906/1042368.html

- スマートフォン決済アプリで払います

>>>スマートフォン決済アプリで払う方法（注意 スマートフォン決済アプリで払う方法は日本語で書かれてい

ますので、日本語の分かる人と一緒に見るか、Foreigners Guide（多言語翻訳）を使ってください。）
https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/1051906/1042370.html

● ペイジーで払います

>>>ペイジーで払う方法（注意 ペイジーで払う方法は日本語で書かれていますので、日本語の分かる人と一緒に見るか、Foreigners Guide（多言語翻訳）を使ってください。）
https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/zei/1003640/1010858.html

注意 国民健康保険のお金を払うのが遅れた人は、国民健康保険のお金の他に延滞金を払わなければなりません。

(3) 仕事をして、もらったお金などを知らせます（所得の申告）

市民税課（0467-81-7139）

所得（仕事をして、もらったお金など）が、少ない場合（人によって違います）、保険のお金が安くなりますが、所得を知らせないといけません。所得がある人もない人も、知らせてください。

状況	申告の方法	持って行く物
前の年の1年間（1月～12月）に所得がなかった人	市民税課に行ってください。	① マイナンバーカード マイナンバーカードがないときは、通知カードまたはマイナンバーが書いてある住民票と在留カードが必要です。 ② 源泉徴収票 前の年の1年間（1月～12月）に所得がなかった人は必要ありません。
前の年の1年間（1月～12月）に所得があった人	市民税課に所得の申告方法を確認してください。	

注意 他の市・区・町・村から茅ヶ崎市へ引っ越してきたときは、1月1日に住んでいた市・区・町・村に所得を申告してください。

(4) 後期高齢者医療制度

保険年金課（0467-81-7157）

75歳と75歳より上の人は、国民健康保険ではなく、「後期高齢者医療制度」に入らなければなりません。65歳から74歳までで一定の障がいがある人（※）は、国民健康保険をやめて、後期高齢者医療制度に入ることができます。詳しくは、保険年金課後期高齢者医療保険担当に聞いてください。

（※）一定の障がいがある人は、下に書いてある人です。
- 障害基礎年金1級・2級の国民年金証書を持っている人
- 身体障害者手帳1級・2級・3級を持っている人

- 身体障害者手帳4級を持っている人で、下に書いてある障がいに当てはまる人
  - 下肢障害1号（両足の全ての指がない）
  - 下肢障害3号（片方の足の足の膝から足首までの 2分の 1 より多くの部分がない）
  - 下肢障害4号（片方の足にすごい障がいがある）
  - 音声機能、言語能力のすごい障がい
- 精神障害者保健福祉手帳1級・2級を持っている人
- 療育手帳A1・A2 を持っている人

8 年金

（1） 年金

- 年金は、高齢者（年を取っている人）、障がい者（体などが不自由な人）、遺族（死んだ人の家族）の生活を助けるために、国がしている制度（システム）です。
- 国の年金は、２つあります。国民年金と厚生年金保険です。
- 日本に住む20歳から59歳までの人は、国民年金に入らなければなりません。

\>>>年金について
生活・仕事ガイドブック第7章
https://www.moj.go.jp/isa/content/930004436.pdf

\>>>日本に住む外国人のみなさまへ 公的年金制度のご案内
https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kaigai/koutekinenkin.html

（2） 国民年金　　保険年金課（0467-81-7156）

① 国民年金に入る（加入）

- 住民登録をした20歳から59歳までの人は、保険年金課または年金事務所（※）（年金の仕事をする所）で、国民年金に入る手続きをしてください。
- 日本の会社などで仕事をしていて、厚生年金（会社などで入る年金）に入っている人は、国民年金に入る手続きは、要りません。

② 国民年金保険のお金を払う（国民年金保険料の納付）

- 国民年金保険のお金はあなたの年（何歳か）・仕事でもらうお金に関係なく、同じ金額です。
- 国民年金保険のお金は、必ず決まった日までに払わなくてはなりません。その日までに払わない場合は、督促状（年金事務所からの払ってくださいという手紙）・財産調査（あなたが持っているお金や物を調べます）・差し押さえ（国があなたの物をもらいます）などの滞納処分（お金を払わなかった罰・ペナルティ）を受けることがあります。払うことができないときは、必ず年金事務所（※）に相談してください。

<どうやって払いますか>

- 銀行から払います（決められた銀行の窓口で申し込みます）
- 日本年金機構が送る納付書（いくら払うか書いてある紙）で払います（決められた銀行・郵便局・コンビニエンスストア）
- クレジットカードで払います（保険年金課や年金事務所（※）で申し込みます）

注意 国民年金のお金を払うのが遅れた人は、国民年金のお金の他に延滞金を払わなければなりません。

③ 学生のための特別な制度（学生納付特例制度）

大学・大学院・学校などに行ってる20歳と20歳より上の学生で、国民年金保険のお金を払うことができないときは、手続きをしてください。学生がお金を後で払う「学生納付特例制度」があります。

- 1回の手続きで認められる期間は、4月から次の年の3月までです。
- 学生の間は、毎年、手続きをしなければなりません。

>>>国民年金保険料学生納付特例の申請について
https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kaigai/gakuseinouhutokurei.html

④ 国民年金保険のお金を払うことができないとき（保険料免除・納付猶予）

お金がないので、国民年金のお金を払うことができないときは、申請して、それを日本年金機構が認めたときは、お金を払わなくてもいいです。または、後で払うことができます。あなたとあなたの家族の前の年に仕事などでもらったお金を調べて、それができるかどうか決めます。

- 1回の手続きで認められる期間は、7月から次の年の6月までです。
- 学生はできません。「学生納付特例制度」を使ってください。

>>>国民年金保険料免除・納付猶予のご案内
https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kaigai/menjyo-yuyo.html

⑤ 赤ちゃんを生む前と後は、国民年金保険のお金を払わなくてもいいです

- 国民年金に入っている人が、赤ちゃんを生む場合、生む前と後の国民年金保険のお金を、決まった期間（これは人によって違います）、払わなくてもいいです（62ページを見てください）。

⑥ 日本から出るとき（出国するとき）

日本の外に出るときは、国民年金をやめる手続きを保険年金課でしてください。

- **脱退一時金（やめると、もどってくるお金）**

日本人でない人が、国民年金や厚生年金に入る理由がなくなって、日本の外に出た場合、日本に住まなくなった日から、2年より早く、脱退一時金をもらうための申請ができます。どうしたらもらえるのかを、日本の外に出る前に年金事務所（※）に聞いてください。

>>>脱退一時金
https://www.nenkin.go.jp/international/japanese-system/withdrawalpayment/payment.html

>>>国民年金制度の仕組み
https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kaigai/kokunenseido.html

（※）藤沢年金事務所　住所：神奈川県藤沢市藤沢1018　電話：0466-50-1151

９ 国、県、市に払うお金（税金）

- 日本人でない人も、学生も、日本で仕事をしてお金をもらう人は皆、そのお金がいくらかによって、税金（国、県、市などに払うお金）を払わなければなりません（でも、仕事をして、もらったお金などが少ないときは、払わなくてもいいことがあります）。
- 例えば、所得税や市県民税などがあります。
- あなたが払ったお金は、福祉（みんなが安心して生活できるためにすること）・教育（学校で子どもに教えること）・道路整備（道を造ったり、直したりすること）・災害対策（地震や大雨などのときのためにすること）・ごみ処理（ごみを集めたり、焼いたりすること）などの行政サービス（市役所などが、あなたのためにすること）のために使う、大切なお金です。

（１） どんな税金がありますか（税金の種類）

① 仕事をして、もらうお金などから国に払うお金（所得税（国税））

その年の１月１日から１２月３１日までの１年間に、あなた一人が仕事をして、もらったお金などから、国に払うお金です。

● いつ払いますか

給与収入（会社などからもらうお金）の場合、普通は給与（毎月もらうお金）から自動的に払います（会社があなたの給与から払ってくれます）。給与ではないお金をもらう場合や、源泉徴収（給与から税金を払います）ではない場合は、確定申告（税金をいくら払うか決めるための手続き）のときに払います。

● 確定申告

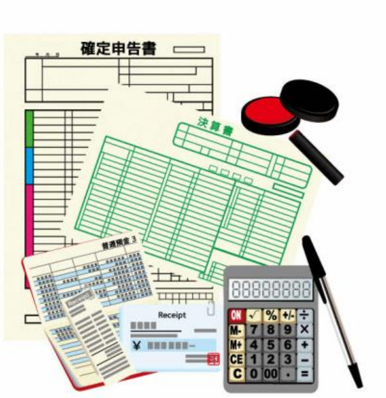

確定申告とは、その年に、仕事をして、もらったお金と税金を自分で計算して、決まった日までに税務署（税金の仕事をしている所）に確定申告書（税金をいくら払うかなどを書いた紙）を出すことです。源泉徴収で払ったお金が多い場合、お金が返ってきます。源泉徴収で払ったお金が少ない場合、確定申告のときに払います。

➢ 確定申告をしなければならない人

- ２つより多い会社から給与（お金）をもらっている人
- １つの会社から給与（お金）をもらっている人で、給与以外のお金が全部で２０万円より多い人など

➢ 確定申告をしなくてもいい人

１つの会社から給与（お金）をもらっている人で、その会社が年末調整（１年間にもらったお金から税金を正しく払うこと）をした人

- いつしますか：毎年2月中頃から 3月中頃（土曜日・日曜日、祝日（国が決めた特別な休みの日）はできません）

- 確定申告をすると、もっとお金を払うこともありますし、お金が返ってくることもあります。

- 確定申告についてここに聞いて（相談して）ください。電話をするときは、日本語が話せる人と一緒に電話してください。

藤沢税務署	0466-22-2141

>>>確定申告について国税庁のホームページに英語でも書いてあります。

国税庁（英語）
https://www.nta.go.jp/english/

タックスアンサー（英語）
https://www.nta.go.jp/english/taxes/index.htm

② 市や県に払うお金（市県民税（地方税））　市民税課（0467-81-7139）

- 前の年の 1月1日から 12月31日までの仕事をしてもらったお金などから、県や市に払うお金です。
- 税金は、毎年、1月1日に茅ケ崎市に住んでいる人が知らせた所得申告や確定申告（1年でどれだけお金をもらったかということ）や、会社などが茅ケ崎市に出す給与支払報告（1年でどれだけお金をあげたかが書いてある紙）から計算します。
- 毎年6月の初め頃に「納税通知書（あなたが払うお金がいくらかが書いてある紙）」が来ます。

- いつ払いますか

あなたがもらうお金が、仕事をしてもらうお金だけではないときや、特別徴収（給与から払うこと）でないとき（普通徴収）は、6月、8月、10月、次の年の1月に払います。

- 日本の外に出るとき（あなたに代わって税金を払う人を教えてください）

- 引っ越して日本の外に出る場合でも、市県民税を払わなければならない人は、払ってください。
- 「納税通知書（あなたが払うお金がいくらかが書いてある紙）」が来る前（1月～5月まで）に、日本の外に出る場合は、市民税課に納税管理人申告書（あなたに代わって税金を払う人を書く紙）を出して、自分の代わりに税金を払う人を教えてください。

- 市県民税を払うための手続き（市県民税申告）

- 1月1日に茅ケ崎市に住んでいる人は、前の年（1月～12月）に給与などのお金をいくらもらったか市民税課に知らせなければなりません。
- 給与などのお金をもらわなかった人も、知らせてください。

➢ 次の人は市民税課に知らせる必要はありません。
- その年の所得税の確定申告をした人
- もらったお金が給料だけで、会社などが「給与支払報告書」（あなたに払った給料についての書類）を茅ヶ崎市に出した人
- 1月1日に茅ヶ崎市に住んでいない人は、1月1日に住んでいた市・区・町・村に知らせてください。

➢ いつしますか：毎年2月中頃から3月中頃（土曜日・日曜日、祝日（国が決めた特別な休みの日）はできません）

③ 軽自動車の税金（軽自動車税種別割（地方税））　収納課（0467-81-7138）

毎年、4月1日に原付（スクーターなどの小さいバイク）や軽自動車（小さい車）などを持っている人が払います。4月1日より後に、車を捨てる手続きをしても、その年度（4月から次の年の3月まで）のお金を、全部払わなければなりません。安くなりません。

- いつ払いますか

5月の初め頃、納付書（いくら払うか書いてある紙）が来ます。5月31日までに払ってください。

④ 普通自動車の税金（自動車税種別割（地方税））

毎年、4月1日に普通自動車（普通の大きさの車）を持っている人が払います。年度（4月から次の3月まで）の途中で、普通自動車を買うと、1年間のお金を12で割って、何か月、車を持っているかによって、払います。例えば、9月に買った場合、税金は次の月の10月から次の年の3月までの6か月分を払います。

- いつ払いますか

4月1日に持っている人は、5月初め頃に納付書（いくら払うか書いてある紙）が来ます。5月31日までに払ってください。新しく買ったときは、そのときに税金を払います。

- 自動車税についてここに聞いて（相談して）ください。電話をするときは、日本語が話せる人と一緒に電話してください。

自動車税コールセンター	045-973-7110

>>>税金について
生活・仕事ガイドブック第8章
https://www.moj.go.jp/isa/content/930004435.pdf

（2） 税金をどうやって払いますか（税金の納付方法）　収納課（0467-81-7138）

- 銀行口座から払います（決められた銀行の窓口やスマートフォンで申し込みます）
- 納付書（いくら払うか書いてある紙）で払います（決められた銀行・郵便局・コンビニエンスストア）
- クレジットカードやインターネットバンキングで払う方法やスマートフォン決済アプリで払う方法は、市税の納め方を見てください。

>>>市税の納め方（注意 市税の納め方は日本語で書かれていますので、日本語の分かる人と一緒に見るか、Foreigners Guide（多言語翻訳）を使ってください。）
https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/zei/1003640/1003809.html

注意 税金を払うのが遅れた人は、税金の他に延滞金を払わなければなりません。

（3） 税金を払わないとき、払うのが遅くなったときは、どうなりますか　収納課（0467-81-7137）

税金は必ず決まった日までに払わなくてはなりません。その日までに払わない場合は、督促状（市役所からの払ってくださいという手紙）・財産調査（あなたが持っているお金や物を調べます）・差し押さえ（市があなたの物をもらいます）などの滞納処分（お金を払わなかった罰・ペナルティ）を受けることがあります。払うことができないときは、必ず収納課に相談してください。

（4） 税金の国際的なルール（租税条約）　市民税課（0467-81-7139）

- 租税条約は、あなたの国・地域と日本が、所得について決めているルールです。
- 2つの国であなたから税金をもらったり、あなたが税金を払わなかったりしないためのものです。
- あなたの国・地域と日本の間に、租税条約が結ばれているときは、税金を払わなくてもいいようにする手続きをすると、所得税や市県民税を払わなくてもいいことがあります。

- 市県民税を払わなくてもいいようにする手続き・・・市民税課に下の紙を出してください。

<持って行く物>
- 税務署に出した「租税条約に関する届出書」の写し（コピー）（税務署の印鑑のあるもの）
- 在留カード
- 在学証明書（学生証）（[注意]学生だけ）

注意 毎年、3月15日までに手続きをしてください。

10 福祉（介護保険・障がい者・生活に困ったときの相談）

（1）介護保険　　介護保険課（0467-81-7165）

介護保険は、介護<年を取ったり、特別な病気になったりして、毎日の生活（食べること、お風呂に入ることなど）をすることが難しい人を手伝うこと>が必要になった人を助けるための制度（システム）です。日本に住んでいる日本人ではない人も、下の①～④のどれかに当てはまる人は、介護保険に入って、介護保険料（お金）を払わなければなりません。また、介護が要るということを申請し、介護サービス（介護をする所に行ったり、手伝ってくれる人が家に来たりすること）を使うこともできます。入るための手続きはしなくてもいいです。

① 茅ヶ崎市に住んでいる40歳から64歳までの人で、医療保険（病院に行くときの保険）に入っている人
② 茅ヶ崎市に住んでいる65歳とそれより上の人
③ 「公用」の在留資格で、茅ヶ崎市に３か月より長く住む予定の人
④ 「公用」の在留資格で、茅ヶ崎市に３か月より長く住んでいる人

注意 下の内容に当てはまる人は入ることができません。

- 「特定活動」の在留資格で病院に行くために茅ヶ崎市に来た人や、その人の世話のために来た人
- 「特定活動」の在留資格で観光などのために茅ヶ崎市に泊まっている人
- 「外交」の在留資格で茅ヶ崎市に来た人
- アメリカ合衆国の軍隊として茅ヶ崎市に来た人や、その人の家族
- 適用除外規定（入ることができないというルール）に当てはまる人

注意 介護保険に入るのは、40歳になった月からです。誕生日が１日の人は、前の月からです。
<例>10月１日が誕生日の人は、9月から。

>>>介護保険制度について
介護保険制度について（40歳になられた方へ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10548.html

（2） 障がいがある人のための手帳（障がい者手帳）　障がい福祉課（0467-81-7159）

- 障がいが体にある人は「身体障害者手帳」、知能にある人は「療育手帳」、心にある人は「精神障害者保健福祉手帳」をもらいます。
- 手帳をもらった人は、病院のお金を少なくしてもらうことがあります。
- 手当（お金をもらうこと）や福祉サービス（みんなが安心して生活するために、市がすること）を受けることができます。
- 自動車の税金（国、県、市などに払うお金）を少なくしてもらうことがあります。

>>>障がい者手帳について

（注意 障がい者手帳については日本語で書かれていますので、日本語の分かる人と一緒に見てください。）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/techou.html

（3） 生活に困ったときの相談（生活困窮者自立支援制度） 地域福祉課（0467-81-7152）

お金や仕事など生活のことで困ったときに相談ができます。相談にお金は掛かりません。

>>>生活のお金が足りないとき・生活に困ったときの相談

生活・仕事ガイドブック第7章 ⑤・⑥

https://www.moj.go.jp/isa/content/930004436.pdf

11 赤ちゃんを生んで育てる

(1) 妊娠した(お腹に赤ちゃんがいる)とき　　こども育成相談課(0467-81-7171)

① 母子健康手帳をもらう

妊娠(赤ちゃんがお腹にいること)がわかったら、妊娠届出書(赤ちゃんがお腹にいることを市役所に知らせる紙)をこども育成相談課や出張所(市役所の仕事をする所)・小出支所に出してください。妊娠届出書を出したら、「母子健康手帳」がもらえます。

● 母子健康手帳

- 母子健康手帳は、大切なノートです。
- 赤ちゃんがお腹にいることがわかってから、その子が小学校に入学するまで、お母さんとその子が元気かどうかや、赤ちゃんの体の大きさ、予防接種(病気にならないための注射)をいつ受けたかなどを書きます。
- 健康診査(元気かどうか調べる)のときや、予防接種のときに持って行きます。
- こども育成相談課では、外国語の母子健康手帳をもらうことができます。外国語:英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語、韓国語、朝鮮語、タイ語、インドネシア語、ネパール語

もらう人	持って行くもの
本人	① 妊娠届出書(母子健康手帳をもらいに行く場所に置いてあります) ② 本人確認書類(名前や住所が書いてある物。例えば、在留カード、マイナンバーカードなど)
夫、本人のお父さん・お母さん、夫のお父さん・お母さん	① 妊娠届出書(母子健康手帳をもらいに行く場所に置いてあります) ② 委任状(本人が書いた物) ③ 本人確認書類(名前や住所が書いてある物。例えば、在留カード、マイナンバーカードなど) ④ 妊婦(赤ちゃんがお腹にいる人)の身分証明書(マイナンバーカード、在留カード、運転免許証など)

もらえる所	住所	電話番号
こども育成相談課	茅ケ崎1−1−1 1階	0467-81-7171
小出支所	芹沢888	0467-51-0005
辻堂駅前出張所	藤沢市辻堂2-14ステラ湘南2階	0467-82-8182
ハマミーナ出張所	浜見平11−1ハマミーナ	0467-58-6602
香川駅前出張所	香川5−3−17	0467-85-6700

② いとしのベビー出産・子育て応援金（赤ちゃんを生んだ人や育てる人が市からもらうお金です）

- 母子健康手帳をもらうとき、面談（保健師や助産師と会って話をします）をします。そのときに、出産応援金の申し込みをすると、妊婦さんは 5万円もらえます。
- 赤ちゃんが生まれた後、「こんにちは赤ちゃん訪問」などで面談（保健師や助産師と会って話をします）をします。そのときに、子育て応援金の申し込みをすると、赤ちゃんを育てる人は5万円もらえます。

③ 妊産婦健康診査（赤ちゃんがお腹にいる人や赤ちゃんを生んだ人が元気かどうか調べます）

- 妊娠中（赤ちゃんがお腹にいるとき）や出産後（赤ちゃんを生んだ後）に、健康診査があります。
- 赤ちゃんがお腹にいる人が茅ケ崎市に住んでいて、母子健康手帳をもらっていると、妊娠中に 14回分、出産後に 2回分の健康診査に掛かるお金の補助券（お金を安くする券）をもらえます。

>>>日本での子育てについて外国語で書いています。外国語：英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語、韓国語、タイ語、インドネシア語、ネパール語
外国人住民のための子育て支援サイト
http://www.kifjp.org/child/jpn/chart

④ 産後ケア（赤ちゃんを生んだ後の支援）

- 赤ちゃんを生んだ後、助産院や病院で、赤ちゃんのお世話を練習したり、ゆっくり休んだりすることができます。
- 産後ケアを使うときは、こども育成相談課で申し込みをします。
- 産後ケアを使うときは、お金が掛かる場合があります。

>>>産後ケア事業（注意 産後ケア事業は日本語で書かれていますので、日本語の分かる人と一緒に見るか、Foreigners Guide（多言語翻訳）を使ってください。）
https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kenko/1023348/akachankenko/1042027.html

⑤ たまごクラス<赤ちゃんがお腹にいる人とその家族が一緒に赤ちゃんを生むこと、育てることについて学んだり、赤ちゃんのお世話を体験したりします。>

初めてお父さんやお母さんになる人が、赤ちゃんを生むこと、育てることなどの子育てについて学ぶ教室です。

>>>たまごクラス（注意 たまごクラスは日本語で書かれていますので、日本語の分かる人と一緒に見るか、Foreigners Guide（多言語翻訳）を使ってください。）
https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kosodate/akachan/1038223.html

（2） 赤ちゃんが生まれたとき

① 出生届（赤ちゃんが生まれたことを、出生届の紙に書いて市役所に知らせます）

市民課（0467-81-7135）

- 日本に住んで、日本で赤ちゃんを生んだら、外国人も市役所に知らせなければなりません。
- 生まれた赤ちゃんの在留資格（ビザ（VISA））＜日本に90日以上住む人は、赤ちゃんでも必ず持っていなければなりません＞をもらうときは、出生届記載事項証明書＜あなたの赤ちゃんの出生届が市役所にあることを入国管理局（にゅうかん＝VISAを出すところ）などに知らせるための紙＞をもらってください。
- 出生届を出すときは、赤ちゃんの名前を決めておく必要があります。赤ちゃんの名前は、常用漢字、人名漢字、ひらがな、カタカナを使って書いてください。
- 手続きをする前に、市民課に聞いてください。

いつまでに出すか	生まれた日を1日と数えて、14日より早く手続きをしてください。
誰が出すか	赤ちゃんのお父さん、またはお母さんが出してください。赤ちゃんのお父さん、またはお母さんが、市役所に行くことができないときは、代理人（代わりに出せる人）が出すこともできます。代理人が出すときは、赤ちゃんのお父さんまたはお母さんが出生届の届出人のところに名前を書いてください。
どこに出すか	下のいずれかの場所にある市役所などに出してください。 ・ 赤ちゃんのお父さん、またはお母さんが日本人の場合は本籍がある所 ・ 赤ちゃんが生まれた所 ・ 赤ちゃんのお父さん、またはお母さんが今住んでいる所
持って行く物	・ 出生届＜赤ちゃんを生んだ病院でくれる出生証明書（赤ちゃんが生まれたことを証明する紙）と一緒になっています＞ ・ 母子健康手帳（お母さんと赤ちゃんのノート）

② 国民健康保険に入る手続き（どうやって国民健康保険に入りますか）

保険年金課（0467-81-7153）

赤ちゃんが国民健康保険に入る場合は、出生届を出すときに一緒に申し込むといいです。

注意 赤ちゃんを生んだ人やその夫が会社の健康保険に入っているときは、会社に聞いてください。

持って行く物	・ 市役所に申し込みに行く人の本人確認書類（名前や住所が書いてある物。例えば、在留カード、マイナンバーカードなど） ・ マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類

③ 国民健康保険出産育児一時金（国民健康保険を使って赤ちゃんを生むと、お金がもらえます）

保険年金課（0467-81-7155）

国民健康保険に入っている人が赤ちゃんを生んだり、お腹に赤ちゃんが85日以上育った後死んだりしたとき、国民健康保険の世帯主（同じ家で生活するグループの代表の人）がもらうことができます。この場合、市役所が病院にこのお金を払います。あなたは市役所に知らせなくてもいいです（病院が市役所に知らせます）。

● 赤ちゃんを生んだとき、病院に払ったお金がこのお金より少ないときは、市役所に知らせてください。

持って行く物	・ 国民健康保険証（国民健康保険のカード） ・ 病院でもらったお金の払い方についての紙 ・ 赤ちゃんを生んだとき、病院に払ったお金の領収書＜お金を払ったことが分かる紙・明細書（お金を何に使ったか書いた紙）＞ ・ 世帯主（同じ家で生活するグループの代表の人）の預金通帳 ・ 印鑑（はんこ）

このお金を自分に払ってほしい人は、市役所に紙があるので、書いて出してください。外国で赤ちゃんを生んだ場合は、保険年金課に聞いてください。

④ 産前産後期間の国民健康保険料の軽減（赤ちゃんを生む前と後の国民健康保険のお金を安くします）　保険年金課（0467-81-7153）

- 国民健康保険に入っている人が、赤ちゃんを生んだり、お腹に赤ちゃんが85日以上育ったあと死んだりしたとき、市役所に知らせると、赤ちゃんを生む予定日の前の月から4か月分の国民健康保険のお金が安くなります。
- 一度に生まれる赤ちゃんが二人かそれより多い場合は、6か月分の保険料が安くなります。
- 赤ちゃんが生まれる予定の日の6か月前から申請できるので、できるだけ早く保険年金課で申請してください（生まれた後でも申請はできます）。

持って行く物	・ 国民健康保険証（国民健康保険のカード） ・ 母子健康手帳（お母さんと赤ちゃんのノート）

⑤ 産前産後期間の国民年金保険料の免除（赤ちゃんを生む前と後の国民年金保険のお金を払わなくてもいいです）　保険年金課（0467-81-7156）

- 国民年金に入っている人が、赤ちゃんを生んだり、お腹に赤ちゃんが85日以上育ったあと死んだりしたとき、市役所に知らせると、赤ちゃんを生む前と生んだときの間の国民年金保険のお金を払わなくてもいいです。
- 赤ちゃんが生まれる予定の日または生まれた日の月（赤ちゃんの誕生日の月）の前の月から4か月、払わ

なくてもいいです。
- 一度に生まれる赤ちゃんが二人かそれより多い場合は、6か月払わなくてもいいです。
- 赤ちゃんが生まれる予定の日の6か月前から申請できるので、できるだけ早く保険年金課で申請してください（生まれた後でも申請はできます）。
- 生まれる前に申請する場合は、母子健康手帳（お母さんと赤ちゃんのノート）が要ります。

持って行く物	・ 本人確認書類（名前や住所が書いてある物。例えば、在留カード、マイナンバーカードなど） ・ 母子健康手帳（赤ちゃんを生む前に知らせる場合は必要です） ・ 年金手帳（基礎年金番号が書かれている手帳）または基礎年金番号通知書（基礎年金番号が書かれた紙）

⑥ 小児医療費助成<0歳から中学校を卒業する（15歳になった後、一番初めの3月31日）までの子どもの病院のお金を市が払います>　こども政策課（0467-81-7169）

- 0歳から中学校を卒業する（15歳になった後、一番初めの3月31日）までの子どもが病院に行ったとき、お金を茅ヶ崎市が払います。
- 小児医療証<0歳から中学校を卒業する（15歳になった後、一番初めの3月31日）までの子どもの病院のお金を茅ヶ崎市が払うと書いてある紙>は、あなたの家に送ります。
- 小児医療証は、健康保険証と一緒に病院に見せてください。

持って行く物	・ 赤ちゃんや子どもの健康保険証（できていなければ、入る予定の物） ・ 申し込む人、申し込む人の夫または妻、生まれた赤ちゃんや子どものマイナンバー（個人番号）が分かるもの ・ 本人確認書類（あなたの名前や住所が書いてある物。例えば、在留カード、マイナンバーカードなど） ・ 同意書（申し込む人と申し込む人の夫または妻の名前、生年月日、マイナンバー（個人番号）、1月1日の住所を書いた紙。申し込む人が基準日に茅ヶ崎市外に住んでいた場合は必要です。こども政策課でもらいます。）

⑦ 養育医療（小さく生まれた赤ちゃんの病院の入院のお金を市が払います）

こども政策課（0467-81-7169）

- 2,000グラム以下で生まれたり、体の機能が未熟な状態で生まれた赤ちゃんの入院、ミルクのお金を茅ヶ崎市が払います。
- 養育医療券（赤ちゃんの病院のお金を茅ヶ崎市が払うと書いてある紙）は、あなたの家に送ります。
- 養育医療券は、健康保険証と一緒に病院に見せてください。

持って行く物	・ 養育医療意見書（医者に書いてもらった紙） ・ 養育医療給付申請書<こども政策課でもらいます> ・ 世帯調書<こども政策課でもらいます> ・ 同意書<こども政策課でもらいます> ・ 赤ちゃんの健康保険証（できていなければ、入る予定の物） ・ 申し込む人、申し込む人の夫または妻、生まれた赤ちゃんのマイナンバー（個人番号）が分かる物 ・ 本人確認書類（あなたの名前や住所が書いてある物。例えば、在留カード、マイナンバーカードなど）

⑧ 児童手当<0歳から中学校を卒業する（15歳になった後、一番初めの 3月31日）までの子どもを育てている人が市からもらうお金です>　こども政策課（0467-81-7169）

- 0歳から中学校を卒業する（15歳になった後、一番初めの 3月31日）までの子どもを育てている人がお金をもらう
- ことができます。
- 申し込んだ後、その次の月から払います。
- 他の市・区・町・村から引っ越してきた人は、申込みが必要です。
- 赤ちゃんが生まれたときや住所が変わったときは、15日より早く手続きをしてください。（申し込みが遅れた月のお金をもらうことができません。）

持って行く物	・ 申し込む人（その人が会社などで働いてもらうお金で、家族が生活をしている）の健康保険証 ・ 申し込む人の預金通帳 ・ 赤ちゃんや子どものマイナンバー（個人番号）の分かる物 ・ 両親（お父さん、お母さん）のパスポート（外国から茅ケ崎市に引っ越してきた場合は必要です）

● 毎月もらうことができるお金

もらうことができる児童手当の金額は、子どもの年齢によって変わります。

3歳になっていない赤ちゃん・子ども		15,000円
3歳以上で小学校を卒業する前の子ども（12歳まで）	1番目の子、2番目の子	10,000円
	3番目の子、それより後の子ども	15,000円
中学生		10,000円

⑨ 出生連絡票（赤ちゃんが生まれたことを知らせる紙）

こども育成相談課（0467-81-7171）

出生連絡票は母子健康手帳と一緒にもらいます。赤ちゃんが生まれたら、書いて出してください。

>>>日本で赤ちゃんが生まれたときに、赤ちゃんのために役所ですることが外国語で書いてあります。外国語：英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語、韓国語、タイ語、インドネシア語、ネパール語

外国のかたが日本でおとうさん、おかあさんになったとき、赤ちゃんのために役所でする３つのだいじなこと

https://www.kifjp.org/child/threeprocedure_jpn

（3） ひとり親家庭（お父さんかお母さんどちらか一人が子どもを育てている家庭）を助けます

こども政策課（0467-81-7169）

① 児童扶養手当（一人で子どもを育てている人が市からもらうお金です）

- 0歳から18歳（18歳になった後、一番初めの 3月31日）までの子どもを育てているひとり親がお金をもらうことができます。
- 仕事などでいくらもらっているかによって、市からもらうことができるお金が違います。
- 申し込んだ後、その次の月から払います。
- 詳しくは、こども政策課に聞いてください。

● 注意

申し込んだ後も毎年、現況届（そのとき家族がどこに住んでいるか書いた紙）をこども政策課に出さなければなりません。このお金を 5年より長くもらっている人などが、仕事ができるのに仕事をしていなかったら、このお金を止めることがあります。

② ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の 0歳から18歳（18歳になった後、一番初めの 3月31日）までの子どもの医療費（病院や薬のお金）を助けます。こ　ども政策課に聞いてください。

（4） 障がい児（病気や問題を持っていて普通の生活をするのが難しい子ども）を助けます

① 特別児童扶養手当（障がい児を育てている人が市からもらうお金です）

こども政策課（0467-81-7169）

0歳から20歳（20歳になる誕生日の前の日）までの身体・知的・精神的障がい（体や心に病気や問題があったり、普通の生活をすることがむずかしい）がある子どもを育てている人がお金をもらうことができます。申し込んだ後、その次の月から払います。こども政策課に聞いてください。

- **注意**

申し込んだ後も毎年、現況届（そのとき家族がどこに住んでいるか書いた紙）をこども政策課に出さなければなりません。出さなかったら、お金をもらうことができません。

② 育成医療給付

こども政策課（0467-81-7169）

18歳になる前までの怪我や病気で手足や体を動かすことができない子どもや、目や耳が悪い子どもが、手術などをする場合、病院のお金を、市が助けます。会社などで働いて1年にどのくらいお金をもらうかで、あなたが払うお金が変わりますが、だいたい病院のお金の10％です。こども政策課に聞いてください。

持って行く物	・ 自立支援医療（育成医療）意見書（子どもの様子、どんな助けが必要か医者に書いてもらった紙） ・ 自立支援医療費支給認定申請書＜子どもと保護者（父、母、子どもの世話をする人）の氏名、住所、電話番号、生年月日、マイナンバーなどを書く紙。こども政策課でもらいます。＞ ・ 世帯調書＜同じ世帯（同じ家で生活するグループ）の人の氏名、生年月日などを書く紙。こども政策課でもらいます。＞ ・ 同意書＜マイナンバーを使ってあなたの給料を調べることに同意する紙。こども政策課でもらいます。＞ ・ 家族みんなの健康保険証 ・ 家族みんなのマイナンバー（個人番号）の分かる物

③ 障がい児（病気や問題を持っていて普通の生活をするのが難しい子ども）の場合

障がい福祉課（0467-81-7160）

20歳になる前で、身体・知的・精神的障がい（体や心に病気や問題があったり、普通の生活をすることが難しい）がある子どもがいる家族を茅ヶ崎市が助けます。障がい福祉課に聞いてください。

（5） お母さんと赤ちゃんの健康管理

① こんにちは赤ちゃん訪問　　こども育成相談課（0467-81-7171）

保健師（皆さんが病気にならないように助けたり、相談を受けたりする人）や助産師（赤ちゃんを生むときに助ける人）が、あなたの家に来て、新しく生まれた赤ちゃんの体重測定（赤ちゃんの重さを調べます）や育児の相談をしています。

② 乳幼児健康診査（赤ちゃんに問題がないか、元気か診ます）

こども育成相談課（0467-81-7171）

- 赤ちゃんの体の大きさや体の様子（元気かどうか）を調べます。
- 赤ちゃんのことで心配なことや分からないことを相談することができます。
- お金は掛かりません。
- 赤ちゃんや子どもが下の年齢のときに、いつ、どこで、何をするか、市役所から手紙が届きます。
    - 4 か月
    - 10 か月から 11 か月
    - 1歳6 か月
    - 3歳6 か月

③ 予防接種（病気にならないように注射をします）　　健康増進課（0467-38-3312）

- 赤ちゃんが 3 か月頃になると、お母さんからもらった免疫（病気にならないようにする力）がなくなり始めて、自分で免疫を作らなければなりません。だから、病気にならないように注射をします。
- 法律で決まっている予防接種（定期予防接種）は、決まったときに受けると、お金が掛かりません。
- 自分で希望して受ける予防接種（任意予防接種）は、お金が掛かります。

③-1 法律で決まっている予防接種（定期予防接種）は、次のときに受けるとお金が掛かりません。

予防接種の名前	いつ受けるか	何回受けるか	お金が掛からないとき
ロタ 1価	生まれた後2か月から3か月半になる前に始めます	2回（27日以上間を空けて受けます）	生まれた後6週から24週まで
ロタ 5価		3回（27日以上間を空けて受けます）	生まれた後6週から32週まで
B型肝炎	生まれた後2か月から9か月になる前まで	3回（1回目から27日以上間を空けて2回目、1回目から139日以上間を空けて3回目を受けます）	1歳になる前まで
ヒブ	生まれた後2か月から7か月になる前に始めます	1回目をいつ受けたかで受ける回数が違います	生まれた後2か月から5歳になる前まで
小児の肺炎球菌	生まれた後2か月から7か月になる前に始めます	1回目をいつ受けたかで受ける回数が違います	生まれた後2か月から5歳になる前まで
BCG	生まれた後5か月から8か月になる前まで	1回	1歳になる前まで
四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎）	生まれた後2か月から1歳になる前まで	3回（20日から56日の間を空けて受けます）	生まれた後2か月から7歳6か月になる前まで
	3回目を受けた後、1年後から1年半後まで	1回	
麻しん・風しん（MR）	1歳から2歳になる前まで	1回	1歳から2歳になる前まで
	小学校に入る前の1年間	1回	小学校に入る前の1年間
日本脳炎（注意1）	3歳のとき	2回（1回目から6日から28日の間を空けて2回目を受けます）	生まれた後6か月から7歳6か月になる前まで
	2回目を受けた後、1年後	1回	
	9歳のとき	1回	9歳から13歳になる前まで

予防接種の名前	いつ受けるか	何回受けるか	お金が掛からないとき
水痘	1歳から1歳3か月になる前まで	1回	1歳から3歳になる前まで
	1回目を受けた後、6か月から12か月後まで	1回	
二種混合（ジフテリア・破傷風）	11歳のとき	1回	11歳から13歳になる前まで
子宮頸がん予防（注意2）	中学校1年生のとき	2回または3回	小学校6年生から高校1年生くらいの女子

（注意1）日本脳炎

2007年4月1日までに生まれた人は、20歳になるまでの間に、足りない回数分の予防接種を受けることができます。お金は掛かりません。

（注意2）子宮頸がん予防

1997年4月2日から2008年4月1日までに生まれた人は、2025年3月31日まで、足りない回数分の予防接種を受けることができます。お金は掛かりません。

③-2 予診票（予防接種を受けるための紙）が届きます

茅ヶ崎市から予防接種の予診票を送ります。予診票に、子どもの生年月日などを書きましょう。

③-3 予防接種に持って行く物

- 母子健康手帳（お母さんと赤ちゃんのノート）
- 予診票（バーコードシールを貼り、子どもの生年月日などを書いた物）

注意 予診票を持っていないときは、病院にある予診票を使ってください。

- 子どもの身分証明書（医療証など住所が確認できる物）

③-4 予防接種を受ける前の注意

- 病院へ電話をかけて、予防接種の予約をしてください。
- 予防接種を受ける子どもの体の調子をよく知っている保護者（父、母、子どもの世話をする人）が病院に連れて行ってください。

④ 健康育児相談（子どもについて相談する）　こども育成相談課（0467-81-7171）

相談の名前	相談できること	相談できる人	場所	いつ相談できるか
7か月児育児相談	子育てについて	生まれた後7か月の子どもと保護者（父、母、子どもの世話をする人）	茅ケ崎市保健所	1か月に3回あります。こども育成相談課に聞いてください。
2歳児歯と遊びと育児の相談	子どもの歯と子育てについて	2歳から2歳6か月までの子どもとその保護者（父、母、子どもの世話をする人）	茅ケ崎市保健所	1か月に3回あります。こども育成相談課に聞いてください。
乳幼児健康相談	子育てについて	3歳くらいまでの幼児	茅ケ崎市保健所、公民館、浜須賀会館、子育て支援センター	こども育成相談課に聞いてください。
家庭児童相談	子育ての不安や悩み	子どもを持つ人	茅ケ崎市役所1階家庭児童相談室	月曜日から金曜日の9:00AMから5:00PMまで
療育相談	子どもの成長や子どもとのかかわり方	子どもを持つ人	こどもセンター（茅ケ崎市今宿444-2）	月曜日から金曜日の8:30AMから5:00PMまで

（6） 子どもを少しの間だけ預かります

① ファミリー・サポート・センター　　こども政策課（0467-81-7168）

- 子どもの世話を手伝ってほしい人に、手伝う人を紹介します。
- 手伝ってほしい人、手伝う人はファミリー・サポート・センターの会員（メンバー）になる必要があります。
- 手伝う人は、保育園、幼稚園、小学校、学童保育などに迎えに行ったり、送って行ったりしてくれます。子どもの世話もしてくれます。
- 手伝ってほしい人がお願いすると、手伝う人が助けます。手伝ってもらったら、お金を払います。

● 注意

- 朝早く、夜遅くても大丈夫ですが、子どもがその人の家に泊まることはできません。
- 病気の子どもの世話はできません。

世話をする時間	1時間のお金
月曜日～金曜日（6：00AM～8：00PM）	700円
他の時間	900円

● 会員（メンバー）になるには、ファミリー・サポート・センターに電話して、行って、申し込んでください。

茅ケ崎市ファミリー・サポート・センター

住所	新栄町13－44 さがみ農協ビル2階
電話	0467－87－8070
ファックス	0467－89－9860
開いてる日	月曜日～金曜日 9：00AM～5：00PM
休みの日	土曜日、日曜日、祝日（国が決めた特別の休みの日）、年末年始（12月29日頃から1月3日くらいまで）

② 子育て短期支援事業（夜や少し長い時間子どもの世話をします）

こども政策課（0467-81-7169）

子どもを育てる人が出産（赤ちゃんを生む）や病気、夜や休みの日に仕事などで、子どもの世話ができないとき、子どもの世話をすることができます。夜に子どもの世話をする（トワイライトステイ）と1週間まで子どもの世話をする（ショートステイ）があります。こども政策課に聞いてください。

③ 一時預かり（少しの時間だけ子どもの世話をします）　　保育課（0467-81-7172）

仕事や急な用事、病気で子どもの世話をすることができないとき、少しの時間だけ保育所（園）を使うことができます。保育課に聞いてください。

（7） 親子でゆっくり過ごせる場所

① 子育て支援センター　　こども政策課（0467-81-7168）

子育て支援センターは、赤ちゃんがお腹にいる人や子育てをしている人がゆっくり過ごしたり、おしゃべりができるところです。アドバイザーに子育てや家族についての悩みを相談できます。詳しくは、こども政策課に聞いてください。

名前	住所	電話番号
茅ヶ崎駅北口子育て支援センター	新栄町13-44 さがみ農協ビル3階	0467-87-6620
浜竹子育て支援センターのびのび	浜竹3-1-14	0467-85-7900
茅ヶ崎駅南口子育て支援センター	共恵1-1-5永島ビル2階	0467-87-6531
香川駅前子育て支援センター	香川5-3-17香川駅前出張所2階	0467-82-2210

>>>子育て支援センター（注意　子育て支援センターは日本語で書かれていますので、日本語の分かる人と一緒に見るか、Foreigners Guide（多言語翻訳）を使ってください。）
https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kosodate/soudan/shiencenter/index.html

② 子どもの家　　青少年課（0467-81-7227）

子どもが遊ぶ場所です。遊具や絵本、パズル、ボール、つみ木などがあります。

名前	住所	電話番号
銀河	小和田1-22-60（小和田地区コミュニティセンターの中）	0467-52-9016
わいわいハウス	堤1948-1（小出地区コミュニティセンターの中）	0467-54-6525
わくわくらんど	中島1670（コミュニティセンター湘南の中）	0467-57-5655
茅っ子	元町10-33（茅ヶ崎地区コミュニティセンターの中）	0467-88-7522
さんぽみち	西久保180（鶴嶺東コミュニティセンターの中）	0467-84-6711
なみっこ	常盤町2-2（松浪コミュニティセンターの中）	0467-87-8855

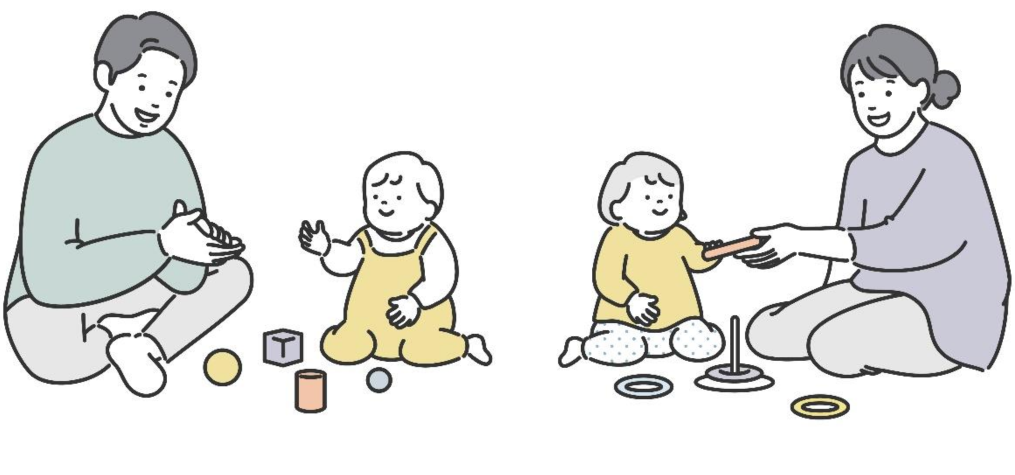

12 日本の保育園、幼稚園、小学校・中学校

(1) 幼児教育・保育の無償化＜幼稚園、保育園などの保育料（子どもの世話のためのお金）が0円になります＞　保育課（0467-81-7172）

幼稚園、保育園などに通っている3歳から5歳までの子どもの保育料は、ほとんどの場合0円になります（0円にならないこともあります）。給食（昼ご飯）、通園費（家から幼稚園までのバスのお金）などは、払わなければなりません。

● 注意

幼稚園、保育園などに申し込む前に、必ず市役所から「保育の必要性の認定」（「幼稚園や保育園で子どもを世話してもらわなければならない」と書いてある紙）をもらってください。分からないことは、保育課、幼稚園、保育園などに聞いてください。

(2) 保育園　保育課（0467-81-7172）

- 子どもを育てる人が働いていたり、病気のために家で子どもを世話することができないとき、その人に代わって0歳から小学校に行くまでの子どもの世話をします。でも、保育園に入れないことがあります。
- 保育園には公立（市が作りました）と私立（役所などの公的機関でない、民間の人が作りました）がありますが、保育園ですることはだいたい同じです。

● どうやって申込みますか

保育園に入るための申込み期間は決まっています。保育課に聞いてください。

(3) 幼稚園　保育課（0467-81-7172）

- 満3歳（3歳になった日から次の3月31日まで）から小学校に入る前の子どもは、幼稚園に入ることができます。
- 幼稚園は子どもが遊びながら色々なことを学びます。
- 幼稚園には公立（国や県や市が作りました）と私立（役所などの公的機関でない、民間の人が作りました）があります。
- 茅ヶ崎市には公立の幼稚園はありません。

● どうやって申込みますか

幼稚園に入るための申込み期間は決まっています。幼稚園に聞いてください。
幼稚園に直接申込みます。

① 茅ヶ崎市内の幼稚園・幼稚園類似施設（幼稚園のような場所）・認定こども園（保育園のように子どもを預かってもらうことのできる幼稚園）の名前・住所・電話番号

● 茅ヶ崎市内の幼稚園

名前	住所	電話番号
香川富士見丘幼稚園	香川4-50-27	0467-86-6340
恵泉幼稚園	中海岸3-1-19	0467-82-3023
高砂幼稚園	東海岸北1-3-31	0467-86-8880
茅ヶ崎すみれ幼稚園	高田2-2-3	0467-51-9000
茅ヶ崎浜見平幼稚園	松尾6-11	0467-82-8518
茅ヶ崎みなもと幼稚園	萩園2217	0467-86-5899
浜竹幼稚園	浜竹3-4-53	0467-82-0464
ひかりの子幼稚園	芹沢913	0467-51-0103
まつなみ幼稚園	松浪1-3-32	0467-83-3510
めぐみの子幼稚園	下寺尾406-1	0467-52-7020

● 幼稚園類似施設（幼稚園のような場所）

名前	住所	電話番号
虹の丘	東海岸北4-5-14	0467-58-3883

● 認定こども園（保育園のように子どもを預かってもらうことのできる幼稚園）

名前	住所	電話番号
松林こころえん	小和田1-5-36	0467-52-5560
茅ヶ崎松若こども園	小和田2-12-47	0467-33-5188
平和学園幼稚園	富士見町5-2	0467-87-1661
聖鳩幼稚園	東海岸北3-10-4	0467-82-2573
湘南やまゆり幼稚園	円蔵2-14-12	0467-51-4297
湘南やまゆり第二幼稚園	円蔵2350	0467-85-2146
湘南マドカ幼稚園	円蔵1-20-15	0467-54-2363
湘南幼児学園	汐見台3-15	0467-83-2079

(4) 日本の教育制度（日本の教育）

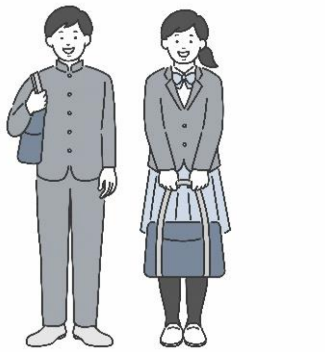

年齢（?さい）	4 5 6	7 8 9 10 11 12	13 14 15	16 17 18	19 20 21 22
学校	幼稚園	小学校（6年間）	中学校（3年間）	高等学校	大学
		義務教育（9年間）			

- 日本では、6歳の 4月から 15歳の 3月まで（9年間）が義務教育です<日本人の子どもは必ず学校に行かなければなりません>。外国人の子ども達も学校で勉強することができます。
- 日本の学校では、4月2日から次の年の 4月 1 日までに生まれた子ども達が同じ年に学校に入ります。
- 日本には、国や県や市などが作った公立学校と、その他の私立学校があります。勉強することは、どの学校もだいたい同じです。
- 公立の小学校・中学校は無料（0円）ですが、給食費などは払います。私立の学校は全部お金を払います。
- 小学校・中学校では、自分の家から近い学校へ行きます。自分の家から遠い学校へ行くことができません

(5) 小学校・中学校

- 外国人の子どもも、日本の学校に入れます。
- 小学校・中学校に入りたいときは、入ることができます。茅ケ崎市が作った小学校・中学校に入りたいときは、学務課に言ってください。
- 茅ケ崎市が作った小学校・中学校は、入学金、授業料、教科書のお金は要りません。
- 学用品（えんぴつ、消しゴム、ノートなど）、給食（学校で食べる昼ご飯）、遠足（学校の外へ 1 日出かけたり、勉強したり、遊んだりします）、修学旅行（同じ学年の友達、先生と一緒に 2・3日旅行します）などのお金は、保護者（父、母、子どもの世話をする人）が払います。

① 子どもが入学する前に保護者（父、母、子どもの世話をする人）がすること

①-1 「就学通知書」が来ます　　学務課（0467-81-7220）

茅ケ崎市は、10月に保護者（父、母、子どもの世話をする人）に手紙を出します。手紙の名前は、「就学通知書」です。外国人の子どもが日本の学校に入学したい場合は、「就学通知書（入学のお知らせ）」が来たら、学務課で就学申請（学校に入学することを知らせる手続き）をしてください。

①-2 小学校に入学する前の健康診断（子どもが元気かどうか医者が調べます）

学務課（0467-81-7222）

- 小学校に入学する前に元気かどうか、病気ではないかどうかを、医者が診ます。
- 小学校に入学する前に「就学時健康診断のお知らせ」が来ます。
- 保護者は、子どもと一緒に「就学時健康診断のお知らせ」に書いてある学校に行きます。そこで、医者が、子どもが元気かどうか調べます。
- 小学校に入学する前の健康診断は、お金は掛かりません。

①-3 入学の説明会（小学校・中学校に入る前に入学準備の説明を聞きます）に行きます

- 入学の説明会は 1月にあります。
- 保護者は説明会の日に学校に行ってください。そして、入学の説明を聞いてください。
- 入学の説明会について分からないことがある場合は、子どもが行く学校に聞いてください。

>>>小学校入学ガイドブック（英語、ポルトガル語、中国語、スペイン語、タガログ語）
ようこそかながわの小学校へ（制作：NPO法人ABCジャパン）
https://www.abcjapan.org/primary_school/

>>>中学校入学ガイドブック（英語、ポルトガル語、中国語、スペイン語、タガログ語）
ようこそかながわの中学校へ（制作：NPO法人ABCジャパン）
https://www.abcjapan.org/junior_high_school/

② 就学援助制度（小学校・中学校で勉強するために必要なお金の一部を助けます）

学務課（0467-81-7220）

子どもが小学校・中学校で勉強するためのお金が足りない保護者（父、母、子どもの世話をする人）には、必要なお金の一部を助けます。分からないことがあるときは、子どもの学校または学務課に聞いてください。

- 援助の種類（どんなお金を助けますか）
  - 学用品費<勉強に使う物（えんぴつ、消しゴム、ノートなど）のお金>
  - 通学用品費（学校に通うために必要な物のお金）
  - 新入学学用品費（新しく学校に入るときに必要な学用品のお金）
  - 校外活動費（遠足など学校の外での勉強に必要なお金）
  - 修学旅行費（小学校6年生、中学校3年生のとき、その学年みんなで行く旅行のお金）
  - 学校給食費（学校で出す昼ご飯のお金）
  - オンライン学習通信費（家でインターネットを使って学校の勉強をするときに掛かる通信のお金）

③ 学校で日本語の勉強をすることができます　学校教育指導課（0467-81-7224）

日本語が分からなくて学校の勉強が大変な外国につながりのある子どもは、学校で日本語を教えてもらうことができます。学校で日本語の勉強をしたいときは、子どもの学校に聞いてください。

④ 児童クラブ（学校が終わった後子どもの世話をする所）　青少年課（0467-81-7228）

- 小学校の近くにある、小学生の子どものための遊びや生活の場所です。
- 保護者（父、母、子どもの世話をする人）が働いていたり、病気など、学校が終わってから子どもが家にいることが難しい場合、子どもの世話をします。
- 小学校1年生から6年生の子どもが入れます。
- 安全のために保護者が子どもを送り迎え（一緒に行き、一緒に帰る）してください。学校から児童クラブに行くときは、しなくていいです。

● どんな子どもが児童クラブに行くことができますか

- その児童クラブがある小学校に通っているか、またはその小学校の学区（その小学校に通うことができる住所）の中に住んでいること。
- お父さん、お母さん、その他一緒に住んでいる人全員が、働いているなどで放課後（学校が終わってから）家にいないために、子どもの世話ができない場合。

● 何時から何時までですか。いくらですか。

<table>
<tr><th>利用できる日</th><th>時間</th><th>1か月のお金（2023年度の例）</th></tr>
<tr><td>小学校のある日</td><td>放課後から6：00PMまで
注意　必要だったら7：00PMまで</td><td rowspan="2">1年生　12,000円
2年生　11,000円
3年生　10,000円
4年生　9,000円
5年生　8,000円
6年生　7,000円
注意
・　おやつ代（おかしやジュースのお金）が1,900円掛かります。
・　6：00PMからは延長保育（少し長い時間子どもの世話をします）となり、延長保育料（少し長い時間子どもの世話をするためのお金）が、1回300円掛かります。</td></tr>
<tr><td>土曜日、学校が休みとなる日</td><td>8：00AMから6：00PMまで
注意　必要だったら7：00PMまで</td></tr>
</table>

- **利用料金（お金）を払わなくてもいいことがあります**

生活保護の世帯（仕事や貯金などがなくて、生活のお金が足りない家庭）、収入が少なくて市民税を払っていない世帯などは、児童クラブのお金を払わなくてもいいです。保護者（父、母、子どもの世話をする人）が、青少年課に申し込んでください。

- **どうやって申込みますか**

- 4月1日から入りたい人は、12月1日から 12月15日までの間に児童クラブに申し込んでください。
- 5月より後に入りたい人は、入りたい月の前の 15日（例えば 6月1日に入りたい人は 5月15日）または入りたい月の前の最後の日（例えば 6月15日に入りたい人は 5月31日）に児童クラブに申し込んでください。

（6） 学校や勉強のことで相談できる所

「日本の学校の仕組みが分からない」、「日本語の勉強をしたい」、「学校で使える多言語の資料はないか」などの相談ができます。

- **あーすぷらざ外国人教育相談**

相談すること	相談できる外国語	相談できる日・時間	電話番号
教育相談（勉強のこと）	タガログ語、ポルトガル語、中国語、スペイン語、ベトナム語	10:00AMから 1:00PMまで、2:00PMから 5:00PMまで 注意 外国語によって相談できる曜日が変わります。	045-896-2972
	やさしい日本語	火曜日から土曜日までの 10:00AMから 1:00PMまで、2:00PMから 5:00PMまで	045-896-2970

>>>あーすぷらざ
https://www.earthplaza.jp/

13 住まい

(1) 住まいの相談窓口　　都市政策課(0467-81-7181)

住まい探し、住まいについての悩みを相談する所を紹介します。詳しくは、都市政策課に聞いてください。

>>>住まいの相談窓口(注意 住まいの相談窓口は日本語で書かれていますので、日本語の分かる人と一緒に見るか、Foreigners Guide(多言語翻訳)を使ってください。)
https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/sumai/1034651.html

(2) 市営住宅　　建築課(0467-81-7195)

市が貸す家です。お金があまりない人でも、安く借りることができます。申し込みができる期間は、年に1回(11月頃)です。詳しくは、建築課に聞いてください。

- 市営住宅の場所

市営住宅の名前	場所
香川住宅	香川1-13～14
高田住宅	高田2-14
菱沼住宅	菱沼2-12
今宿住宅	今宿243-3
松林住宅	松林3-9-28
つつじハイム香川	香川6-9-1
つつじハイム菱沼	菱沼2-11-26
つつじハイム松林	松林2-11-3
つつじハイム萩園	萩園2352-1
つつじハイム萩園第2	萩園1623-1
つつじハイム香川第2	香川6-10-33
コンフォール茅ケ崎浜見平	浜見平14-2
つつじハイム西久保	西久保740-3
コンフォール茅ケ崎浜見平第2	浜見平13-4
コンフォール茅ケ崎浜見平第3	浜見平13-7
小和田住宅	小和田3-2-44

● セーフティネット住宅

>>>外国人が借りることができる家の情報を調べることができます。

（注意 セーフティネット住宅はすべて日本語で書かれていますので、日本語の分かる人と一緒に見てください。）

https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php

（3） 水 引っ越したとき・引っ越すとき　茅ケ崎水道営業所（0467-52-6151）

水を使い始めるまたは使うのをやめるときは、1週間前までに茅ケ崎水道営業所に電話をしてください。電話をするときは、日本語が話せる人と一緒に電話してください。

茅ケ崎水道営業所	0467-52-6151

14 外国語で相談できる所

(1) 外国語で相談できる所

● 多言語支援センターかながわ

相談すること	相談できる外国語	相談できる日・時間	電話番号
生活で必要な情報(医療、保健、福祉、子育てなど)や相談する所を教えます。	英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、ネパール語、タイ語、韓国・朝鮮語、インドネシア語、やさしい日本語	9:00AMから12:00PMまで、1:00PMから5:15PMまで 注意 外国語によって相談できる曜日が変わります。	045-316-2770

>>>多言語支援センターかながわ
https://kifjp.org/kmlc/

● あーすぷらざ

相談すること	相談できる外国語	相談できる日・時間	電話番号
一般相談(外国人の仕事・労働、医療・福祉・年金、国籍などのこと)	英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語	9:00AMから12:00PMまで、1:00PMから4:00PMまで 注意 外国語によって相談できる曜日が変わります。	045-896-2895
法律相談(弁護士に相談できます)	英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語	1:00PMから4:00PMまで 注意 外国語によって相談できる曜日が変わります。	045-896-2895
教育相談(勉強のこと)	タガログ語、ポルトガル語、中国語、スペイン語、ベトナム語	10:00AMから1:00PMまで、2:00PMから4:30PMまで 注意 外国語によって相談できる曜日が変わります。	045-896-2972
	やさしい日本語	火曜日から土曜日まで10:00AMから1:00P	045-896-2970

		Mまで、2:00PMから4:30PMまで	

>>>あーすぷらざ
https://www.earthplaza.jp/

● 法テラス多言語情報提供サービス

相談すること	相談できる外国語	相談できる日・時間	電話番号
借金、離婚（結婚をやめること）、労働、事故、ビザなどで困っていること	英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、スペイン語 、 ポルトガル語 、ネパール語、タイ語、韓国語、インドネシア語、やさしい日本語	9:00AMから 5:00PMまで（休みの日：土曜日、日曜日、祝日（国が決めた特別な休みの日）、12月29日から 1月3日まで）	0570-078377

>>>法テラス多言語情報提供サービス
https://www.houterasu.or.jp/multilingual/

● ハローワーク藤沢

相談すること	相談できる外国語	相談できる日・時間	電話番号
仕事を探しているとき	英語 、 スペイン語 、ポルトガル語	月曜日から金曜日までの 9:00AMから 12:00PMまで、1:00PMから4:00PMまで（休みの日：土曜日、日曜日、祝日（国が決めた特別な休みの日）、12月29日から 1月3日まで） 注意 外国語によって相談できる曜日が変わります。	0466-23-8609 （音声案内が聞こえたら48#を押してください）

>>>ハローワーク藤沢
（注意 ハローワーク藤沢は日本語で書かれていますので、日本語の分かる人と一緒に見てください。）
https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-hellowork/list/hw-fujisawa.html

● 外国人労働者向け相談ダイヤル

相談すること	相談できる外国語	相談できる日・時間	電話番号
労働条件について	英語	10:00AMから 12:00 PMまで、1:00PMから 3:00PMまで	0570-001-701
	中国語		0570-001-702
	ポルトガル語		0570-001-703
	スペイン語		0570-001-704
	タガログ語		0570-001-705
	ベトナム語		0570-001-706
	ミャンマー語	10:00AMから 12:00 PMまで、1:00PMから 3:00PMまで 注意 月曜日のみ	0570-001-707
	ネパール語	10:00AMから 12:00 PMまで、1:00PMから 3:00PMまで 注意 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日のみ	0570-001-708
	韓国語	10:00AMから 12:00 PMまで、1:00PMから 3:00PMまで 注意 木曜日、金曜日のみ	0570-001-709
	タイ語	10:00AMから 12:00 PMまで、1:00PMから 3:00PMまで 注意 水曜日のみ	0570-001-712
	インドネシア語		0570-001-715
	カンボジア語（クメール語）		0570-001-716
	モンゴル語	10:00AMから 12:00 PMまで、1:00PMから 3:00PMまで 注意 金曜日のみ	0570-001-718

・ 休みの日：土曜日、日曜日、祝日（国が決めた特別な休みの日）、12月29日から 1月3日まで

>>>外国人労働者向け相談ダイヤル（労働条件に関する総合情報サイト）
https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html

● 労働条件相談ほっとライン

相談すること	相談できる外国語	相談できる日	相談できる時間	電話番号
労働条件について	英語	月曜日から日曜日まで	5：00ＰＭから10：00ＰＭまで（月曜日から金曜日まで） 9:00AMから9:00PMまで（土曜日、日曜日、祝日（国が決めた特別な休みの日））	0120-811-401
	中国語			0120-531-402
	ポルトガル語	月曜日から土曜日まで		0120-531-403
	スペイン語	木曜日、金曜日、土曜日		0120-531-404
	タガログ語	火曜日、水曜日、土曜日		0120-531-405
	ベトナム語	火曜日、水曜日、金曜日から日曜日まで		0120-531-406
	ミャンマー語	水曜日、日曜日		0120-531-407
	ネパール語			0120-531-408
	韓国語	木曜日、日曜日		0120-613-801
	タイ語			0120-613-802
	インドネシア語			0120-613-803
	カンボジア語（クメール語）	月曜日、土曜日		0120-613-804
	モンゴル語			0120-613-805

・ 休みの日：12月29日から1月3日まで

>>>労働条件相談ほっとライン（労働条件に関する総合情報サイト）
https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html

● 神奈川労働局 外国人労働者相談コーナー （監督課内）

相談すること	相談できる外国語	相談できる日・時間	電話番号
労働条件について	英語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語	9:00AMから12:00PMまで、1:00PMから4:00PMまで 注意 外国語によって相談できる曜日が変わります。	045-211-7351

>>>神奈川労働局 外国人労働者相談コーナー （監督課内）
https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/madoguchi_annai/soudanmadoguchi/

● 神奈川県立かながわ男女共同参画センター「かなテラス」 多言語による相談

相談すること	相談できる外国語	相談できる日・時間	電話番号
夫や恋人の身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的な暴力（生活費を渡さないなど）の悩みについて	英語、韓国・朝鮮語、中国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語	10:00AMから 5:00PMまで（休みの日：日曜日、祝日（国が決めた特別な休みの日）、12月29日から 1月3日まで）	090-8002-2949

>>>神奈川県立かながわ男女共同参画センター「かなテラス」 多言語による相談
（注意 かなテラスは日本語で書かれていますので、日本語の分かる人と一緒に見てください。）
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/dv_soudan_01.html

● かながわ外国人すまいサポートセンター

相談すること	相談できる外国語	相談できる日・時間	電話番号
家やアパートを探しているとき困っていること	英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、ネパール語、タガログ語、やさしい日本語	10:00AMから 5:00PMまで（休みの日：土曜日、日曜日、祝日（国が決めた特別な休みの日）、12月29日から 1月3日まで） 注意 外国語によって相談できる曜日が変わります。	045-228-1752

>>>かながわ外国人すまいサポートセンター
https://sumasen.com/

● 国民生活センター 訪日観光客消費者ホットライン

相談すること	相談できる外国語	相談できる日・時間	電話番号
買い物でのもめごと（消費者トラブル）	英語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語、フランス語	10:00AMから 4:00PMまで（休みの日：土曜日、日曜日、祝日（国が決めた特別な休みの日）、12月29日から 1月3日まで）	03-5449-0906

>>>国民生活センター　訪日観光客消費者ホットライン（注意　訪日観光客消費者ホットラインは日本語で書かれていますので、日本語の分かる人と一緒に見てください。）

https://www.cht.kokusen.go.jp/ja/index.html

15 茅ヶ崎市で相談できる所

(1) 茅ヶ崎市で相談できる所

注意 電話をするときは、日本語が話せる人と一緒に電話してください。

● 生活で困っているとき

相談すること	相談できる日・時間	相談するところ	電話番号
相続(子孫が遺産を譲り受けること)・贈与、民事(私法上の法律に関すること)などの問題で困っていること(市民相談)	8:30AMから 5:00PMまで	市民相談課	0467-81-7129
国・県・市にしてほしいこと(行政相談)	月の2回目と4回目の水曜日の 1:00PMから3:00PMまで 注意 予約をする必要があります	市民相談課	0467-81-7129
買い物でのもめごと(消費生活相談)	9:30AMから 4:00PMまで	消費生活センター	0467-81-7130
生活をするためにお金に困ったとき、仕事を見つけるために助けが必要なとき(生活自立相談)	8:30AMから 5:00PMまで	生活自立相談窓口(地域福祉課)	0467-81-7152

・ 休みの日:土曜日、日曜日、祝日(国が決めた特別な休みの日)、12月29日から 1月3日まで

● 仕事の悩み

相談すること	相談できる日・時間	相談するところ	電話番号
就職や仕事を変えたいとき（ちがさき就職サポートコーナー）	月曜日から金曜日の10:00AMから12:00PMまで、1:00PMから4:00PMまで（休みの日：土曜日、日曜日、休館日、祝日（国が決めた特別な休みの日））	勤労市民会館	0467-88-1331
働いている環境について（労働相談）	月の2回目と4回目の土曜日、月の3回目の水曜日の1:00PMから3:00PMまで		
仕事を探すとき（一般職業相談）	月曜日から金曜日の9:00AMから4:30PMまで（休みの日：土曜日、日曜日、休館日、祝日（国が決めた特別な休みの日））	ふるさとハローワーク（勤労市民会館2階）	0467-86-0562

● 女性のための相談

相談すること	相談できる日・時間	相談するところ	電話番号
夫、家族、恋人との関係や生活に困っているとき	10:00AMから4:00PMまで	女性のための相談室（多様性社会推進課）	0467-84-4772

・　休みの日：土曜日、日曜日、休館日、祝日（国が決めた特別な休みの日）、12月29日から1月3日まで

● こころの健康相談

相談すること	相談できる日・時間	相談するところ	電話番号
精神的な不安や悩みがあるとき、もの忘れなどに悩んでいるとき	ホームページを見てください	保健予防課	0467-38-3315

>>>こころの健康相談（注意　こころの健康相談は日本語で書かれていますので、日本語の分かる人と一緒に見るか、Foreigners Guide（多言語翻訳）を使ってください。）
https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kenko/1023000/1023001.html

● 子育て・教育で困っているとき

相談すること	相談できる日・時間	相談するところ	電話番号
小学生の子どもの言葉や聞こえ方などが気になるとき	学校が開いている日の8：30AMから5：00PMまで	梅田小学校（東海道線より北側にある小学校に通う子ども）	0467-85-1124
		茅ヶ崎小学校（東海道線より南側にある小学校に通う子ども）	0467-83-4597
小学生の子どもの人との関わり方などが気になるとき		鶴が台小学校（東海道線より北側にある小学校に通う子ども）	0467-52-3006
		緑が浜小学校（東海道線より南側にある小学校に通う子ども）	0467-88-5005
3歳から5歳までの子どもの言葉について気になるとき	学校が開いている日の9：00AMから4：00PMまで	こどもセンター	0467-84-0505
障がいのある子どもが学校へ行くときに気になること	月曜日から金曜日の9：00AMから5：00PMまで	学校教育指導課	0467-81-7224
小学生・中学生の子どもと家族の悩み（不登校、学習、進路など）	月曜日から金曜日までの9：00AMから6：00PMまで	教育センター	0467-86-9963 0467-86-9964
学校に行けなくなってしまったとき、学校に行きづらくなってしまったとき（不登校）			
自分や友達へのいじめの悩み			
手助けが必要な子どもの悩み			
子育ての不安や悩み	月曜日から金曜日までの9：00AMから5：00PMまで	家庭児童相談室（こども育成相談課）	0467-81-7170

16 日本語を勉強できる所

(1) 日本語教室　　多様性社会推進課(0467-81-7150)

● 茅ケ崎市内の日本語教室

日本語教室の名前	曜日・時間	場所	電話	先生の名前
あいあう	水曜日の 6:00PMから 7:30PMまで	男女共同参画推進センター いこりあ	0467-52-5150	さとう
茅ケ崎市国際交流協会	木曜日の 10:00AMから 12:00PMまで	男女共同参画推進センター いこりあ	090-1557-7789	茅ケ崎市国際交流協会
日本語道場	金曜日の 1:00PMから 3:00PMまで	男女共同参画推進センター いこりあ	0467-86-7395	なかくま
土曜教室	土曜日の 3:00PMから 5:00PMまで	男女共同参画推進センター いこりあ	090-4000-4652	おかざき
茅ケ崎市国際交流協会	日曜日の 1:30PMから 4:00PMまで	ホームページを見てください	090-1557-7789	茅ケ崎市国際交流協会

・ 茅ケ崎市内の日本語教室は、お金が掛かりません。

>>>茅ケ崎市国際交流協会 日本語教室
https://www.chigasaki-iac.org/japaneseclass/

● やさしい日本語おしゃべり会
やさしい日本語で会話をしたい人達が集まります。

日本語教室の名前	曜日・時間	場所	メールアドレス LINE ID
やさしい日本語おしゃべり会	毎月４回目の木曜日８：30ＰＭから 9:30PMまで	ZOOM オンライン	メール: iacyasashiinihongo@aol.com LINE ID: 649gdxks

・ やさしい日本語おしゃべり会は、お金が掛かりません。

>>>茅ケ崎市国際交流協会 やさしい日本語おしゃべり会
https://www.chigasaki-iac.org/activities/yasanichi/

● 茅ケ崎市外の日本語教室

>>>神奈川県内の日本語教室を探すことができます

かながわ日本語教室・学習補習教室・母語教室マップ

https://www.kifjp.org/classroom/

● 日本語が学べるウェブサイト

>>>日本に住む外国人を対象とした、生活のための日本語が学べる日本語学習サイトです

つながるひろがる にほんごでのくらし

https://tsunagarujp.bunka.go.jp/

(2) 日本語学習の相談ができる所

● 日本語教室や日本語の勉強について相談することができます。お金は掛かりません。

相談できる外国語	相談できる日・時間	相談するところ	電話番号
日本語	月曜日から金曜日までの 9:00AMから 12:00PMまで、1:00PMから5:15PMまで	公益財団法人かながわ国際交流財団	045-620-0011
英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、ネパール語、タイ語、韓国・朝鮮語、インドネシア語、やさしい日本語	月曜日から金曜日までの 9:00AMから 12:00PMまで、1:00PMから5:15PMまで 注意 外国語によって相談できる曜日が変わります。	多言語支援センターかながわ	045-316-2770

茅ヶ崎市市民便利帳（やさしいにほんご）

令和6（2024）年1月発行　370部作成

発行　茅ヶ崎市　文化スポーツ部　多様性社会推進課

〒253-8686　神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話　0467-81-7150（直通）

FAX　0467-57-8388

ホームページ　https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/